第1回　困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会	資料6-1
平成30年7月30日	

婦人保護事業の現状について

１．婦人保護事業について

（1） 婦 人 保 護 事 業 の 概 要

1．根拠法等

①売春防止法（昭和31年制定）
②配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（13年制定/16年・19年・25年改正）
③人身取引対策行動計画（平成16年12月）→人身取引対策行動計画（2009・2014）
④ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年制定／25年改正・28年改正）

2．対象女性 （「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について＜局長通知＞）

① 売春経歴を有する者で、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者
② 売春経歴は有しないが、その者の生活歴、性向又は生活環境等から判断して現に売春を行うおそれがあると認められる者
③ 配偶者からの暴力を受けた者（事実婚を含む）
④ 家庭関係の破綻、生活の困窮等正常な生活を営む上で困難な問題を有しており、かつ、その問題を解決すべき機関が他にないために、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者
⑤ 人身取引被害者（婦人相談所における人身取引被害者への対応について＜課長通知＞）
⑥ ストーカー被害者（「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について＜課長通知＞）

3．実施機関等

①婦人相談所（配偶者暴力相談支援センター）及び一時保護所
②婦人相談員（都道府県婦人相談所・市福祉事務所等）
③婦人保護施設（都道府県・社会福祉法人）
④この他、①の一時保護の委託先として母子生活支援施設・民間シェルター等

（2） 婦人保護事業の概要

○婦人保護事業関連施設と、ひとり親家庭の支援施策など婦人保護事業以外の厚生労働省所管事業を組み合わせて被害女性の自立に向けた支援を実施。必要に応じ、関係省庁等とも連携して対応。

被害女性

【支援対象】
・DV被害女性
・ストーカー被害女性
・性暴力被害女性
・人身取引被害女性　等

婦人相談員
全国 1，447人

・婦人相談所や福祉事務所に配置。
・DV等に係る相談・情報提供等を行う。

婦人相談所　49か所
・各都道府県 1ヶ所（徳島県のみ3ヶ所）
・DV等に係る相談・カウンセリング・情報提供を行う。
・婦人相談所は配偶者暴力相談支援センターとしても位置づけられている。
（配偶者暴力相談支援センターは、婦人相談所も含め、全国278カ所設置）

一時保護所　47か所
・婦人相談所に併設　（各都道府県1ヶ所）
・DV被害等女性、同伴児童に係る短期間の一時保護を行う。
・保護の期間は概ね2週間程度。
・適切な保護が見込まれる場合、民間シェルター、老人福祉施設、障害者支援施設等へ一時保護委託。
・中長期的な支援が必要な場合、婦人保護施設への入所措置決定を行う。

婦人保護施設
39都道府県
47か所

・DV被害女性等に係る生活支援・心理的ケア・自立支援を行う。
・支援期間は中長期で、概ね1ヶ月以上。

民間シェルター等
（一時保護委託）
・保護の期間は概ね2週間程度

福祉事務所（もしくは市町村）
生活保護、母子生活支援施設入所
保育所入所、子育て短期支援事業
母子家庭等日常生活支援事業、
児童扶養手当の支給　等

母子生活支援施設
生活支援
子育て支援
心理的ケア
自立支援

他省庁等関係機関
警　察
裁判所
公営住宅窓口
等

連携・協力

自立

母子家庭等就業・自立支援センター：職業相談、就業支援講習会の開催、就業情報の提供等
ハローワーク：マザーズハローワーク等における子育て女性等への就職支援サービスの提供
児童相談所：心理的虐待等を受けた子どもへの心理的ケア、子育て相談等

（凡例）婦人保護事業関連（桃色）／婦人保護事業以外の厚生労働省所管事業（緑色）

（注）婦人相談員、婦人相談所及び婦人保護施設の数は平成29年4月1日現在。配偶者暴力相談支援センターの数は平成29年11月2日現在

（３）婦人相談所及び婦人相談員が受付けた来所相談の内容

○ 「夫等からの暴力」を内容とする相談は来所相談全体の40．8%となっている。

○ 「夫等」「子・親・親族」「交際相手等」の3つを合わせると、全体の48．1%を暴力被害の相談が占めている。

平成２８年度　合計：７９，４２３人

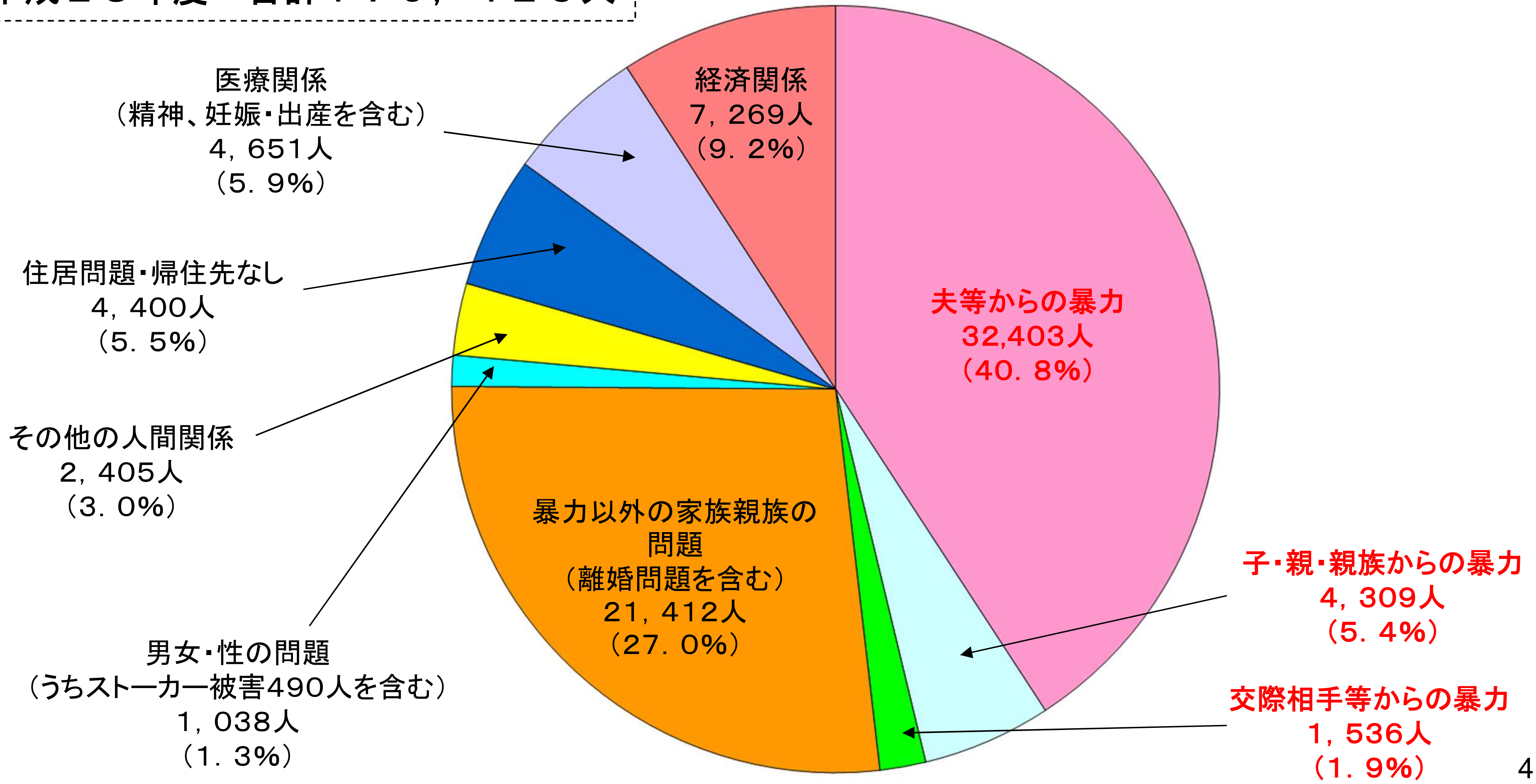

（4）婦人相談所及び婦人相談員による相談

○ 婦人相談所及び婦人相談員における夫等からの暴力の相談件数の相談全体に占める割合は、年々増加している。

夫等からの暴力の相談件数及び相談全体に占める割合（来所相談）

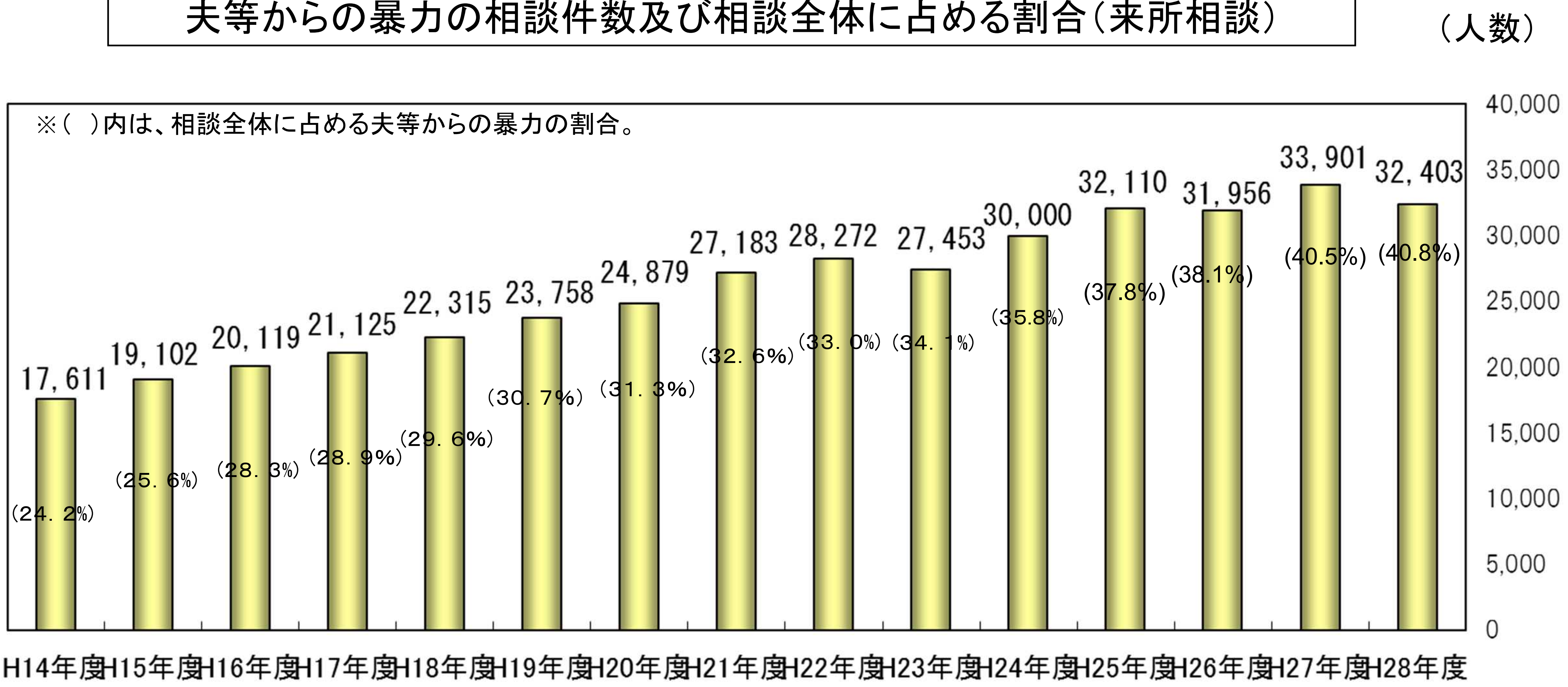

（厚生労働省家庭福祉課調べ）

（５） 婦人相談所及び婦人相談員が受付けた来所相談件数（都道府県別）

〇夫等の暴力に限らず来所相談件数の都道府県ごとの差が非常に大きい。

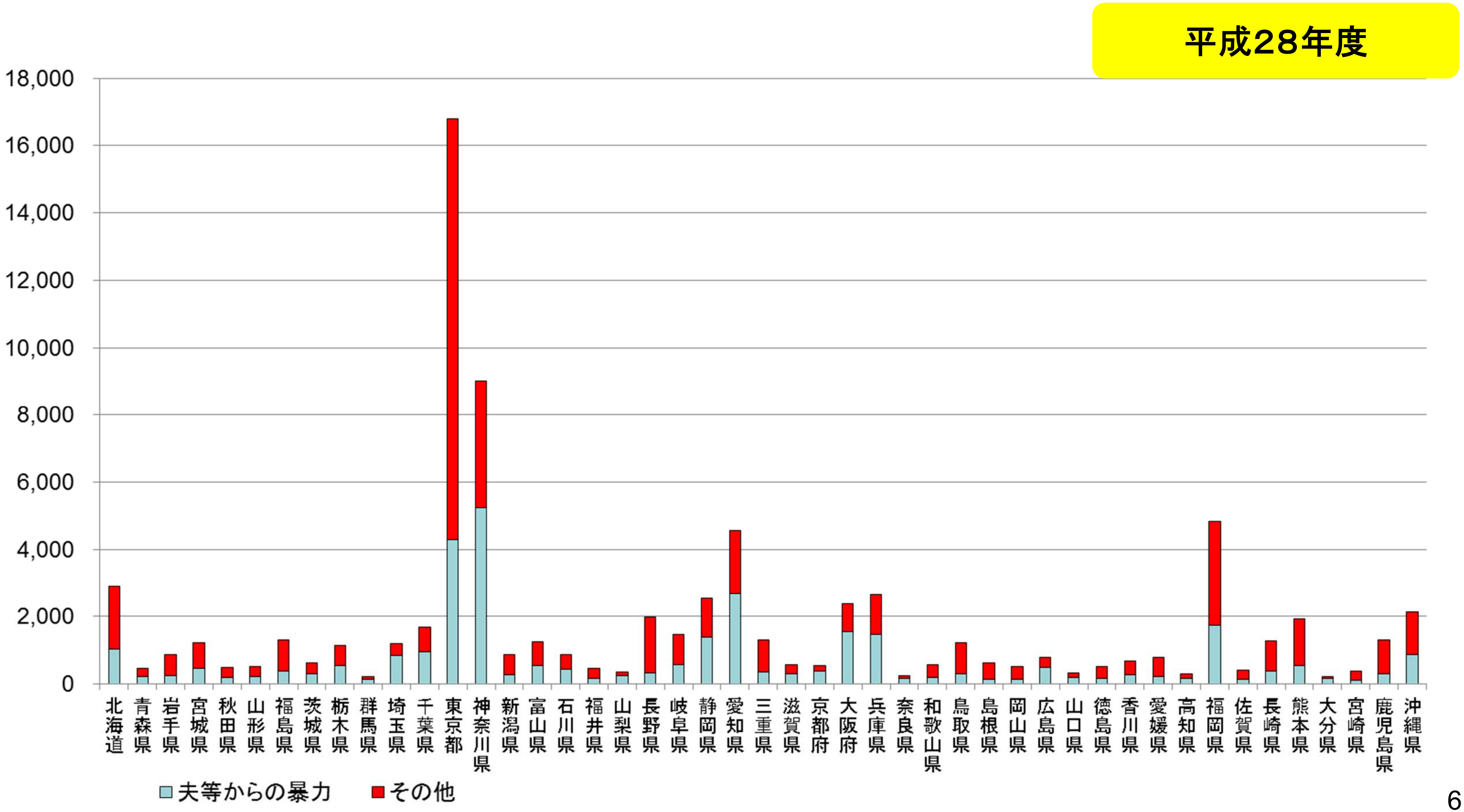

２. 婦人相談所について

婦人相談所
〇売春防止法に基づき都道府県に設置され、また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく業務も行う
〇全国49か所（平成29年４月１日現在）
〇一時保護機能を持ち、要保護女子、ＤＶ被害者、人身取引被害者の相談・支援、一時保護委託を行う
〇一時保護に係る人件費や入所者の生活費について、婦人保護事業費負担金にて対応
（国1/2 都道府県1/2　国庫予算額約10億円）
〇婦人相談所活動費、外国人婦女子緊急一時保護経費等の一部について、婦人相談所運営費負担金にて対応
（国1/2 都道府県1/2　国庫予算額約２千万円）

（1）婦人相談所の都道府県別設置状況

（平成29年4月1日）

都道府県名		名　　称	都道府県名		名　　称
1	北海道	北海道立女性相談援助センター	26	京都府	京都府家庭支援総合センター
2	青森県	青森県女性相談所	27	大阪府	大阪府女性相談センター
3	岩手県	岩手県福祉総合相談センター	28	兵庫県	兵庫県立女性家庭センター
4	宮城県	宮城県女性相談センター	29	奈良県	奈良県中央こども家庭相談センター
5	秋田県	秋田県女性相談所	30	和歌山県	和歌山県子ども・女性・障害者相談センター
6	山形県	山形県婦人相談所	31	鳥取県	鳥取県福祉相談センター
7	福島県	福島県女性のための相談支援センター	32	島根県	島根県女性相談センター
8	茨城県	茨城県婦人相談所			島根県女性相談センター西部分室
9	栃木県	とちぎ男女共同参画センター	33	岡山県	岡山県女性相談所
10	群馬県	群馬県女性相談所	34	広島県	広島県こども家庭センター
11	埼玉県	埼玉県婦人相談センター	35	山口県	山口県男女共同参画相談センター
12	千葉県	千葉県女性サポートセンター	36	徳島県	徳島県中央こども女性相談センター
13	東京都	東京都女性相談センター			徳島県南部こども女性相談センター
		東京都女性相談センター　多摩支所			徳島県西部こども女性相談センター
14	神奈川県	神奈川県立女性相談所	37	香川県	香川県子ども女性相談センター
15	新潟県	新潟県女性福祉相談所	38	愛媛県	愛媛県婦人相談所
16	富山県	富山県女性相談センター	39	高知県	高知県女性相談支援センター
17	石川県	石川県女性相談支援センター	40	福岡県	福岡県女性相談所
18	福井県	福井県総合福祉相談所	41	佐賀県	佐賀県婦人相談所
19	山梨県	山梨県女性相談所	42	長崎県	長崎こども・女性・障害者支援センター
20	長野県	長野県女性相談センター	43	熊本県	熊本県女性相談センター
21	岐阜県	岐阜県女性相談センター	44	大分県	大分県婦人相談所
22	静岡県	静岡県女性相談センター	45	宮崎県	宮崎県女性相談所
23	愛知県	愛知県女性相談センター	46	鹿児島県	鹿児島県女性相談センター
24	三重県	三重県女性相談所	47	沖縄県	沖縄県女性相談所
25	滋賀県	滋賀県中央子ども家庭相談センター	合計		全国49か所

（２）婦人相談所が受付けた来所相談の内容

○ 「夫等からの暴力」を内容とする相談は来所相談全体の56．4%となっている。

○ 「夫等」「子・親・親族」「交際相手等」の3つを合わせると、全体の65．7%を暴力被害の相談が占めている。

平成２８年度　合計：１２，５８８人

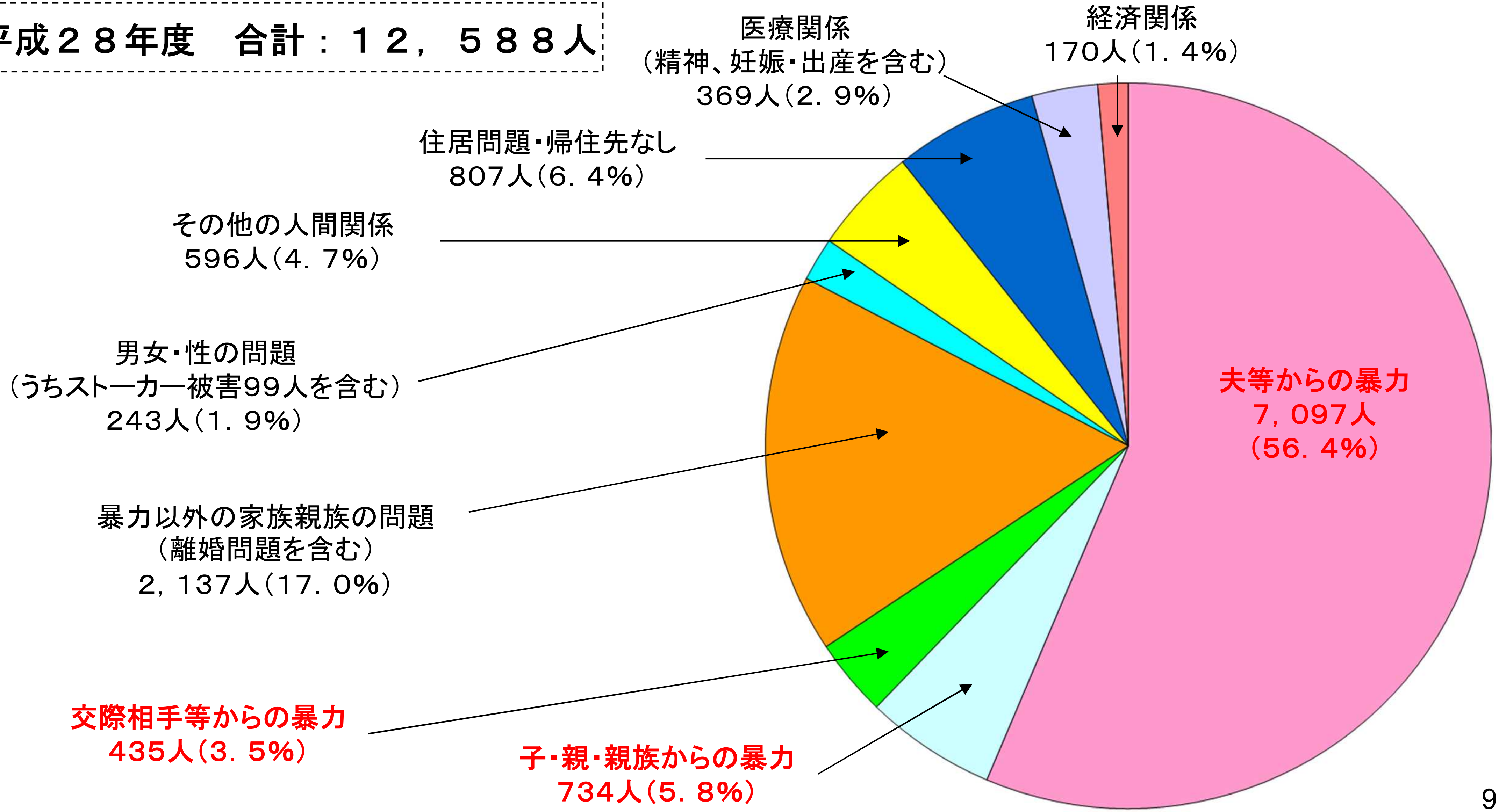

（3）婦人相談所の来所相談件数の推移

○来所相談件数は、平成１３年度から平成１５年度にかけて増加し、その後は、減少傾向。

（人数）

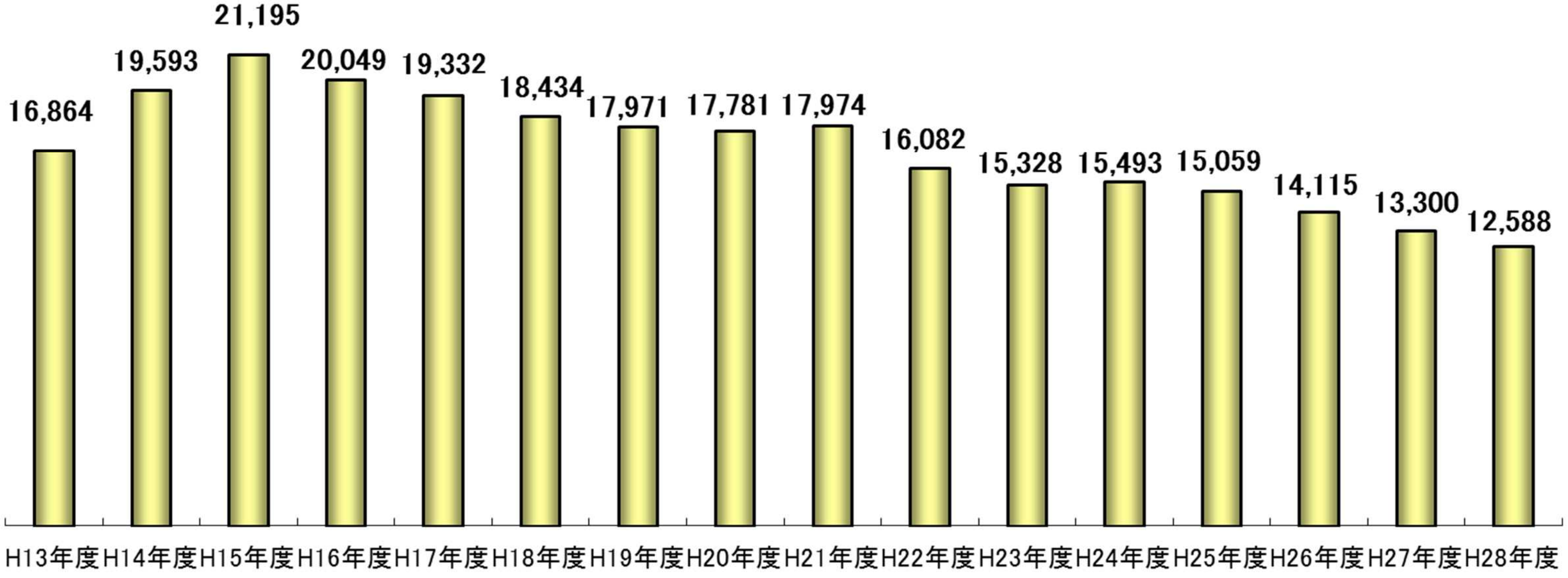

（厚生労働省家庭福祉課調べ）

（4）婦人相談所の相談件数の推移（夫等からの暴力）

〇婦人相談所における夫等からの暴力の相談件数は年間7，097人となっている。
〇相談件数は、平成13年度から平成16年度にかけて増加し、その後は、横ばい傾向であったが、平成25年度から徐々に減少してきている。

夫等からの暴力の相談件数及び相談全体に占める割合（来所相談）

※（　）内は、相談全体に占める夫等からの暴力の割合。

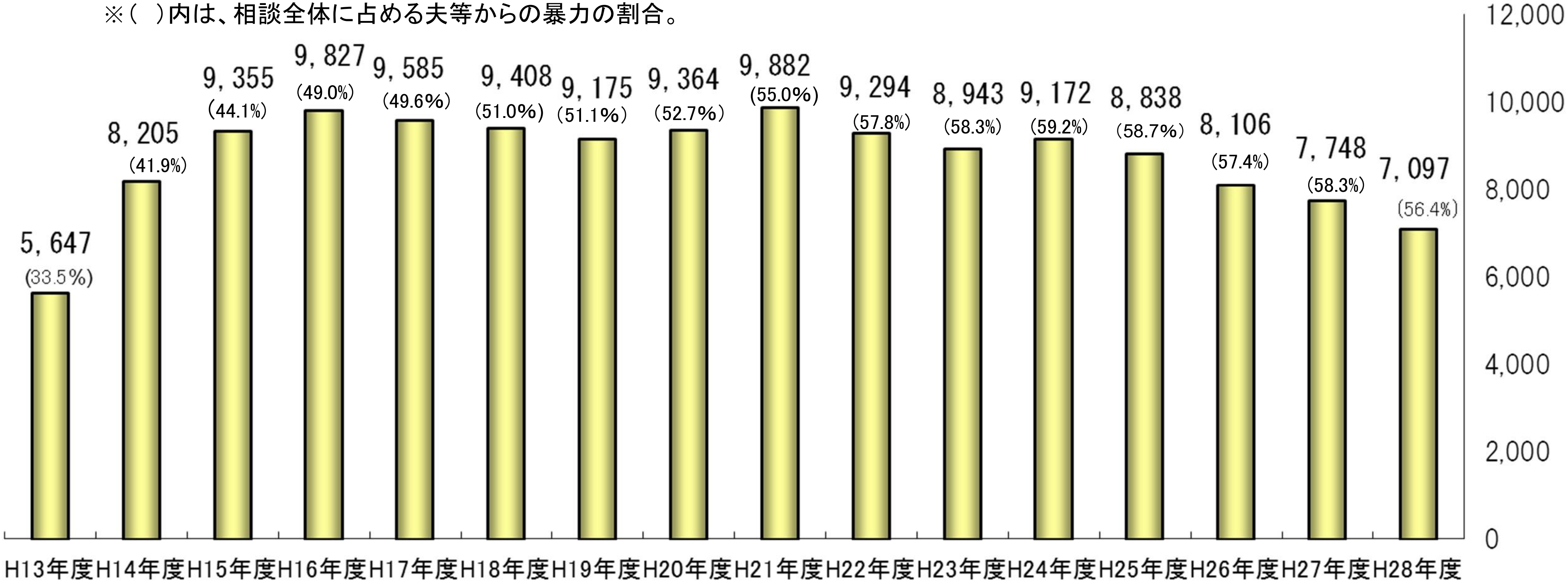

（厚生労働省家庭福祉課調べ）

（5）婦人相談所における来所による都道府県別相談件数

○来所相談件数のうち夫等からの暴力の占める割合は都道府県毎に差がある。

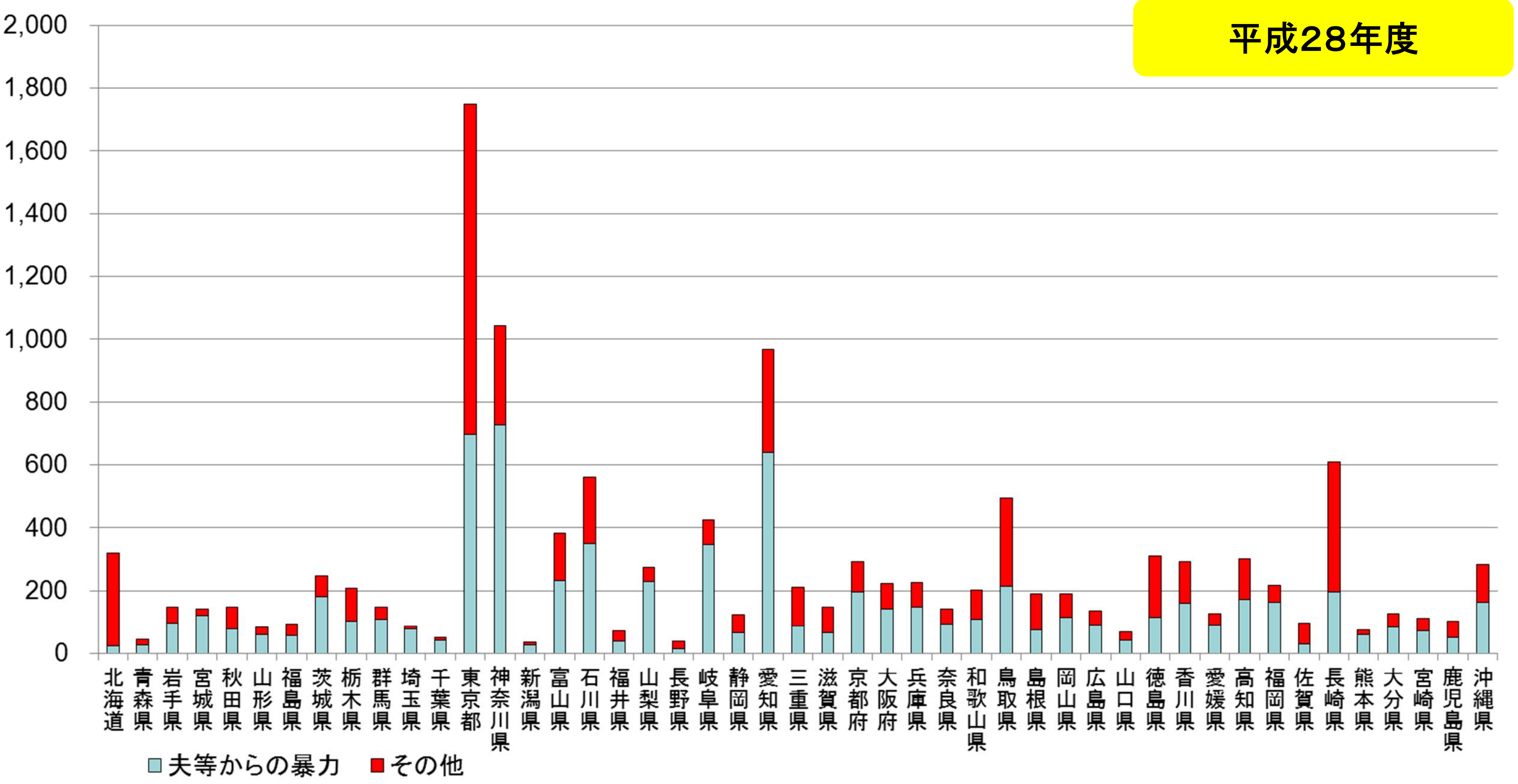

（6）婦 人 相 談 所 一 時 保 護

昭和32年4月
売春防止法に基づき、婦人相談所に要保護女子の一時保護を行う施設を設置。
（平成19年4月～定員を超える場合は一時保護委託が可能となった。）

平成14年4月～
DV法に基づき、暴力被害女性及び同伴家族の一時保護を行うこととされた。
また、民間シェルター等への一時保護委託が可能となった。

平成16年12月～
人身取引対策行動計画に基づき、婦人相談所及び一時保護委託先施設において、
人身取引被害者の一時保護を行うこととなった。（平成17年度より一時保護委託を実施）

平成23年3月～
第3次男女共同参画基本計画を踏まえ、恋人からの暴力の被害者を一時保護の委託対象に加えた。

平成23年7月～
母子生活支援施設において、妊娠段階から出産後まで一貫して母子の支援を行うことが可能となるよう、支援を行うことが特に必要であると認められる妊産婦を一時保護の委託対象に加えた。

平成28年4月～
「ストーカー総合対策」（平成27年3月）や第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日）を踏まえ、ストーカー行為や性暴力・性犯罪の被害女性を一時保護の委託対象に加えた。

（７）婦人相談所における一時保護の理由

○ 「夫等からの暴力」を理由とする保護が全体の69．5%を占めている。

○ 「夫等」「子・親・親族」「交際相手等」の3つを合わせて、全体の83．8%を暴力被害が占めている。

平成２８年度　合計:4，624人

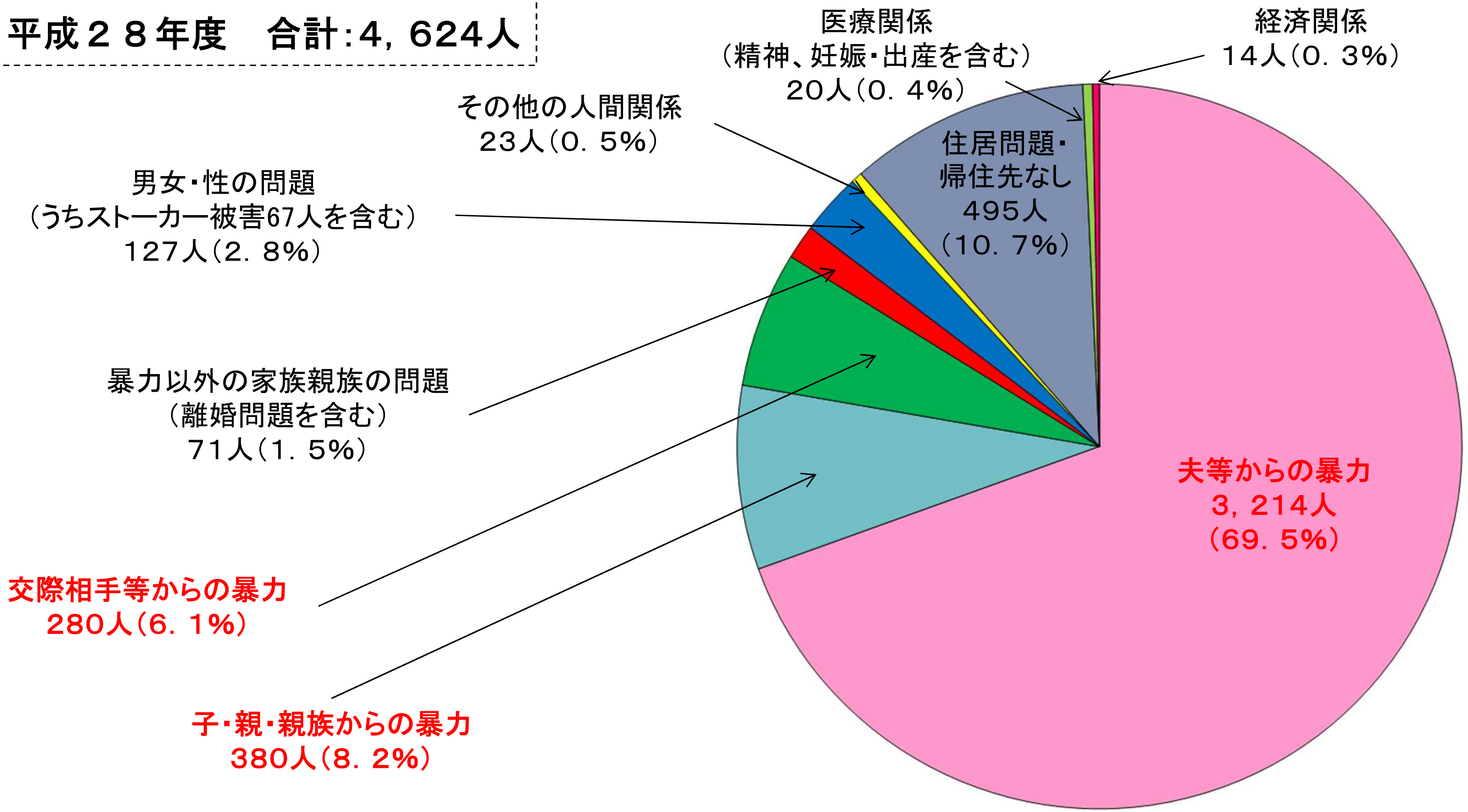

（8）婦人相談所による一時保護者数の推移

〇婦人相談所により一時保護された女性は4，624人。同伴家族の数が4，018人で、合計8，642人となっている。

〇一時保護件数は平成13年度から平成16年度にかけて増加し、その後は横ばい傾向が続いたが、平成27年度からは減少している。

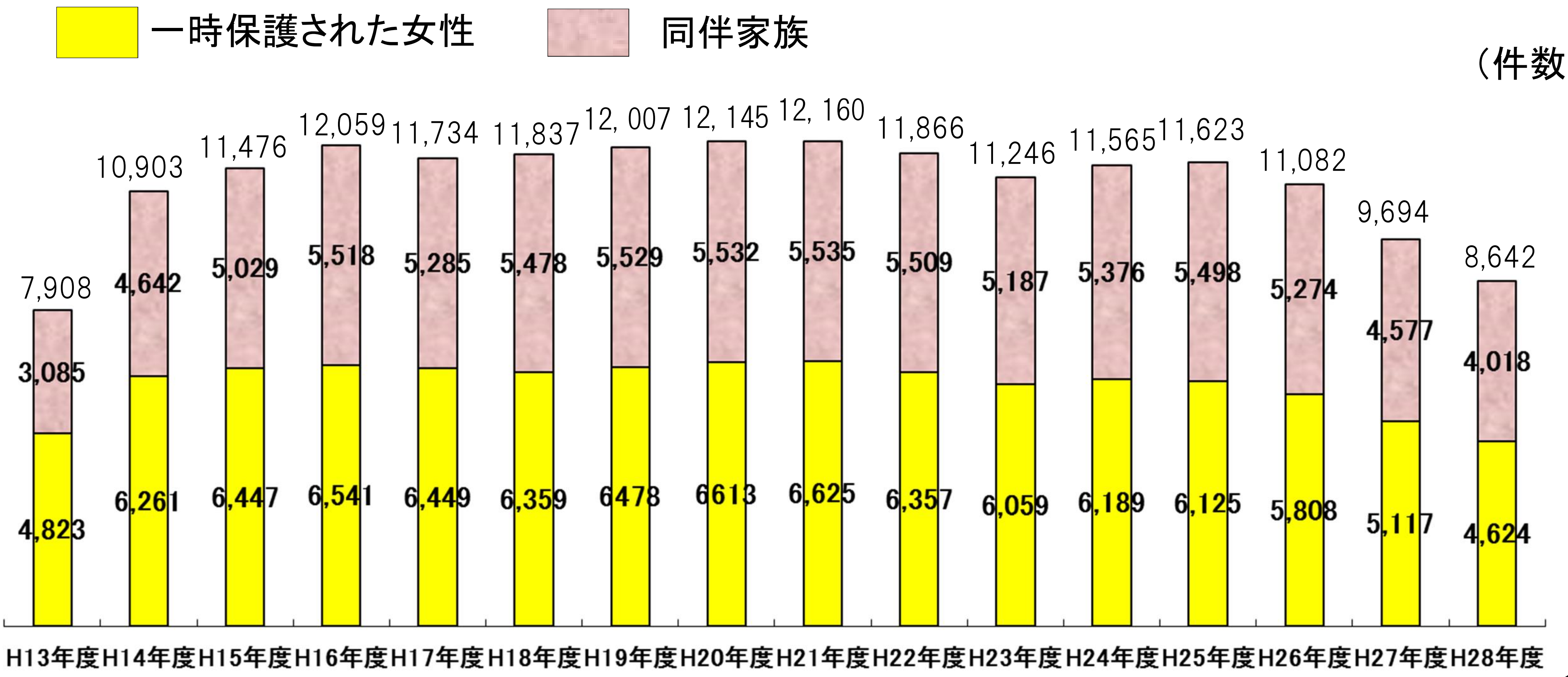

（9）婦人相談所による一時保護の在所期間

〇一時保護の平均在所日数は平成28年度は15．7日となっている。
〇平均在所日数の推移をみると、平成26年度以降伸びている。

平成２８年度　合計:4，624人

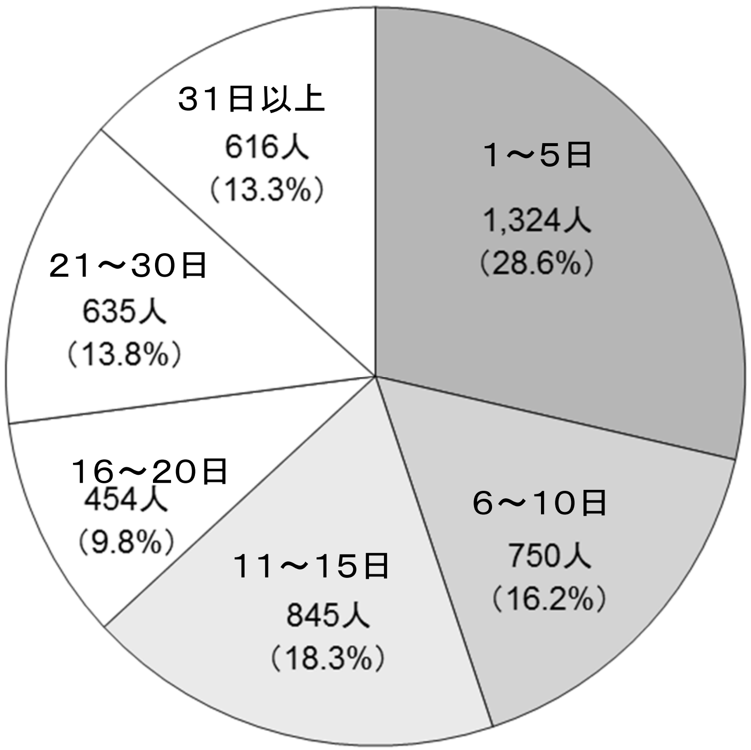

平均在所日数の推移

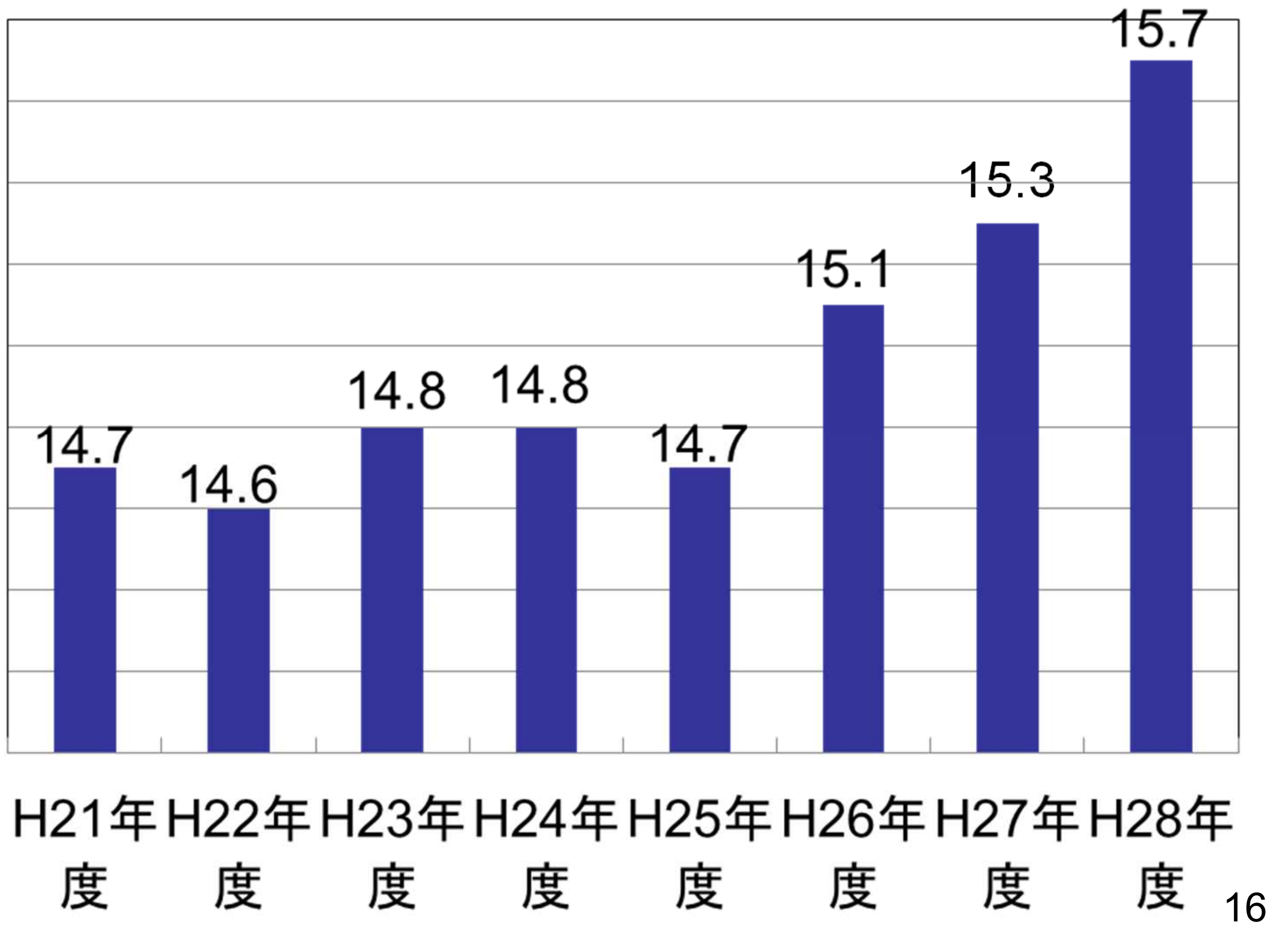

（10） 一時保護された女性の一時保護後の主な状況
（ 平成２８年度中の退所者：４，５２７人の内訳 ）

退 所 先		（28年度）		（参考：27年度）	
		人	%	人	%
施設	婦人保護施設	475	10.5	506	10.1
	母子生活支援施設	474	10.5	522	10.4
	その他の社会福祉施設	411	9.1	441	8.8
民間団体		359	7.9	429	8.6
自立		698	15.4	775	15.5
帰宅		704	15.6	813	16.2
帰郷（実家等）		771	17.0	920	18.4
知人・友人宅		156	3.4	188	3.8
病院		111	2.5	116	2.3
その他		368	8.1	296	5.9
計		4,527	100.0	5,006	100.0

※このほかに、同伴家族が３，８０６人いる。うち３，６７７人（９６．６％）は女性と同じ移行先へ。

母子分離して児童相談所に保護された児童は１０９人（２．９％）。その他が２０人（０．５％）。

（11） 一時保護委託の状況

○ 平成１４年度に一時保護委託制度を創設。

○ 委託契約施設数は、平成２９年４月１日現在で３２５施設。
※各都道府県において委託契約を行っているため、同一施設が複数県から委託を受けていることがあり得る。

○ 平成２８年度における一時保護委託人数は、DVケース以外を含めて、２，８８６人。
（女性本人1,354人、同伴家族1,532人）である。

○ DVケース以外を含めて、女性本人の平均在所日数１６．３日となっている。（一時保護委託ケース）

一時保護の委託契約施設数（平成29年4月1日現在）

施　設 区　分	母子生活 支援施設	民間 シェルター	児童福祉 施設 （注１）	障害者 支援施設	婦人保護 施設	老人福祉 施設	保護施設	その他	合　計
カ所数 （注２）	108 (104)	88 (93)	45 (53)	26 (26)	22 (22)	21 (14)	11 (9)	4 (4)	325 (325)

（注１）　母子生活支援施設を除く。　（注２）　（　）内は、平成28年4月1日現在

（12） 一時保護委託の推移

○平成14年度に一時保護委託制度を創設。
○平成14年度から平成21年度にかけて増加傾向にあり、その後は、横ばいの傾向であったが、平成26年度から減少傾向にある。

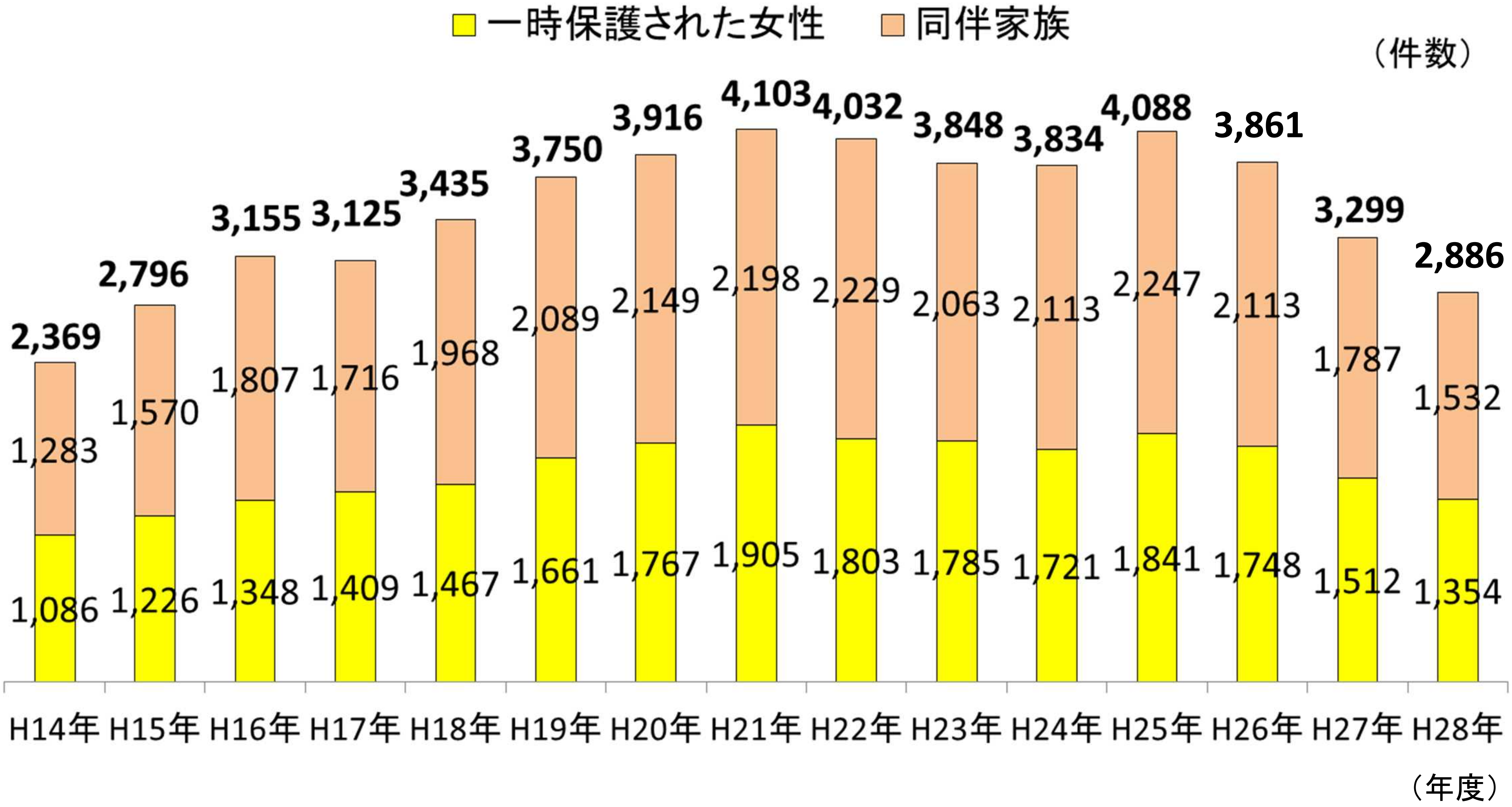

（附票）婦人相談所における一時保護委託状況（女性本人）

平成28年度

	一時保護人数									
		うち一時保護委託人数								
	合計	婦人保護施設	母子生活支援施設	児童福祉施設（母子生活支援施設を除く）	保護施設	老人福祉施設	障害者支援施設	民間シェルター	その他	計
北海道	278	0	9	0	0	0	0	135	4	148
青森県	26	0	2	0	0	0	0	0	0	2
岩手県	38	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城県	75	0	3	0	0	0	0	0	0	3
秋田県	37	0	4	0	0	0	0	0	0	4
山形県	24	0	0	1	0	0	0	0	0	1
福島県	37	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城県	96	0	2	0	0	0	0	0	0	2
栃木県	54	0	7	0	0	0	0	4	0	11
群馬県	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉県	97	0	3	0	0	0	0	19	0	22
千葉県	102	0	4	0	0	0	0	0	0	4
東京都	873	298	2	0	0	0	0	15	0	315
神奈川県	273	1	0	0	0	0	0	80	0	81
新潟県	22	0	5	0	0	0	0	1	0	6
富山県	41	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石川県	41	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井県	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨県	31	0	0	0	0	0	0	2	0	2
長野県	25	0	11	1	0	1	0	0	0	13
岐阜県	56	0	24	0	0	0	0	0	1	25
静岡県	62	2	5	0	0	0	1	2	0	10
愛知県	258	43	30	0	0	0	0	1	0	74
三重県	60	5	0	0	0	0	0	0	0	5

	一時保護人数									
		うち一時保護委託人数								
	合計	婦人保護施設	母子生活支援施設	児童福祉施設（母子生活支援施設を除く）	保護施設	老人福祉施設	障害者支援施設	民間シェルター	その他	計
滋賀県	91	0	31	0	0	0	0	1	0	32
京都府	114	0	0	0	0	0	0	3	0	3
大阪府	385	220	60	6	0	1	1	13	0	301
兵庫県	228	55	2	0	3	1	0	14	0	75
奈良県	97	0	14	0	0	0	0	0	0	14
和歌山県	87	0	7	0	0	0	0	2	0	9
鳥取県	31	0	11	0	0	0	0	9	0	20
島根県	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山県	82	0	0	0	0	0	0	1	0	1
広島県	87	9	6	0	0	0	0	6	0	21
山口県	15	0	0	0	0	0	0	1	0	1
徳島県	24	0	1	1	0	0	0	1	0	3
香川県	77	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知県	43	0	1	0	0	0	0	1	0	2
福岡県	170	42	58	0	0	0	0	18	0	118
佐賀県	44	1	1	0	0	0	0	0	0	2
長崎県	46	0	0	1	0	0	0	1	0	2
熊本県	56	0	2	0	0	0	0	0	0	2
大分県	54	0	1	0	0	0	0	0	0	1
宮崎県	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島県	27	1	4	0	0	0	0	0	0	5
沖縄県	101	0	0	0	0	7	0	0	7	14
合計	4,624	677	310	10	3	10	2	330	12	1,354

（13） 一時保護同伴家族の状況（平成28年度）

○約6割が乳児・幼児。約3割が小学生。同伴家族の約98％が18歳未満の児童。
○ほとんどが婦人相談所一時保護所または一時保護委託先において保護女性と一緒に保護。
○年齢の高い男子を伴う場合は、一時保護を委託するケースが多い。

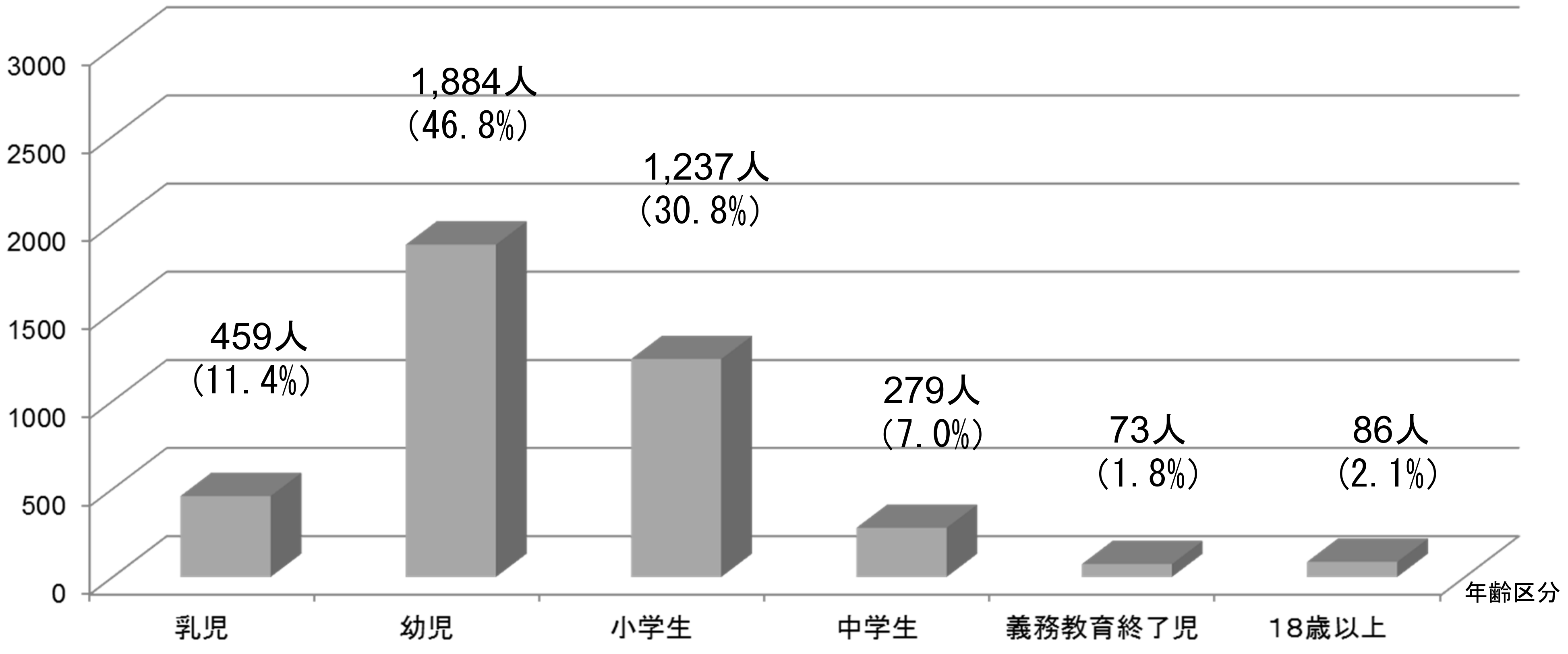

合計：4,018人

（厚生労働省家庭福祉課調べ）

（14） 児童相談所との連携の状況（平成28年度）

〇婦人相談所において児童相談所と何らかの連携をとったのは903人。
〇相談のうち66．6%が父親等からの虐待によるもの。被害女性本人からの虐待は5．2%。
〇このうちその後、児童相談所による一時保護は125人、児童福祉施設入所は49人。

	婦人相談所と児童相談所が連携をとった件数（人）					
	児童虐待に関する相談				その他の相談	合計
	夫等からの虐待	母からの虐待	両親からの虐待	その他		
件数	601（66.6%）	47（5.2%）	23（2.5%）	34（3.8%）	198（21.9%）	903（100%）

婦人相談所との連携を受けて児童相談所がとった対応（人）							
一時保護	児童福祉施設入所	児童福祉司指導	継続指導	市町村へ引継ぎ	終結	その他	合計
125（13.8%）	49（5.4%）	51（5.7%）	202（22.4%）	73（8.1%）	242（26.8%）	161（17.8%）	903（100%）

（厚生労働省家庭福祉課調べ）

（15） 婦人相談所における基本的な支援の流れ

「婦人相談所ガイドライン」（平成26年3月）を元に作成。

Ⅰ 相 談

1．多様な相談ルート

〇本人からの電話相談 〇警察 〇福祉事務所
〇配偶者暴力相談支援センター 〇婦人相談員

2．来所相談

一時保護を含めた婦人相談所での支援が必要な場合は、婦人相談所への来所を促し、面接を行います。

婦人相談所では、対応が難しい場合や他により適切な機関がある場合には、他の機関につなげることもあります。

Ⅱ 面 接

利用者から被害の状況や支援の要望を聞き取り、専門スタッフによる必要な調査並びに医学的、心理学的及び職業判定を行います。

面接は、面接室等で、利用者の置かれた状況に十分に配慮して行います。

Ⅲケースの作成・記録・管理

記録には、利用者の基本情報から、支援に至るまでの生活歴、健康状態、本人の意向等を記載し、情報管理を行います。

Ⅳ 入 所 調 整 会 議

利用者の支援に関する方針や同伴家族の対応について決定します。入所調整会議は、所長以下、これまで面接に関わってきた職員も参加することがあります。

Ⅴ 一 時 保 護

1．一時保護中の支援

〇生活支援、心理的ケア 〇退所に向けた自立支援
〇同伴児童の学習支援、保育支援

2．主な一時保護委託先

〇婦人保護施設 〇母子生活支援施設
〇民間シェルター

〇一時保護はせず、定期的な相談支援を実施
〇一時保護はせず、施設へ入所

Ⅵ 施 設 入 所 等

1．一時保護所退所後

〇婦人保護施設へ入所

〇母子生活支援施設へ入所

〇アパートの賃借による自立等

３．婦人相談員について

婦人相談員

○売春防止法に基づき都道府県、市等が委嘱し、また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく業務を行う

○１，４４７人（平成29年４月１日現在）

○都道府県婦人相談所、市福祉事務所等に所属し、要保護女子、DV被害者の相談・指導を行う

○婦人相談員活動強化対策費（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

（1）婦人相談員による相談の状況（実人員）

○ 婦人相談員が受け付けた相談実人員（来所相談及び電話相談等）は、年々増加してきたが、平成28年度は前年度に比べ、やや減少した。

○ DV防止法全面施行の平成14年度と比較すると、平成28年度の相談実人員は、**約1．7倍**の伸びとなっている。

※婦人相談所に配置された婦人相談員を除く。

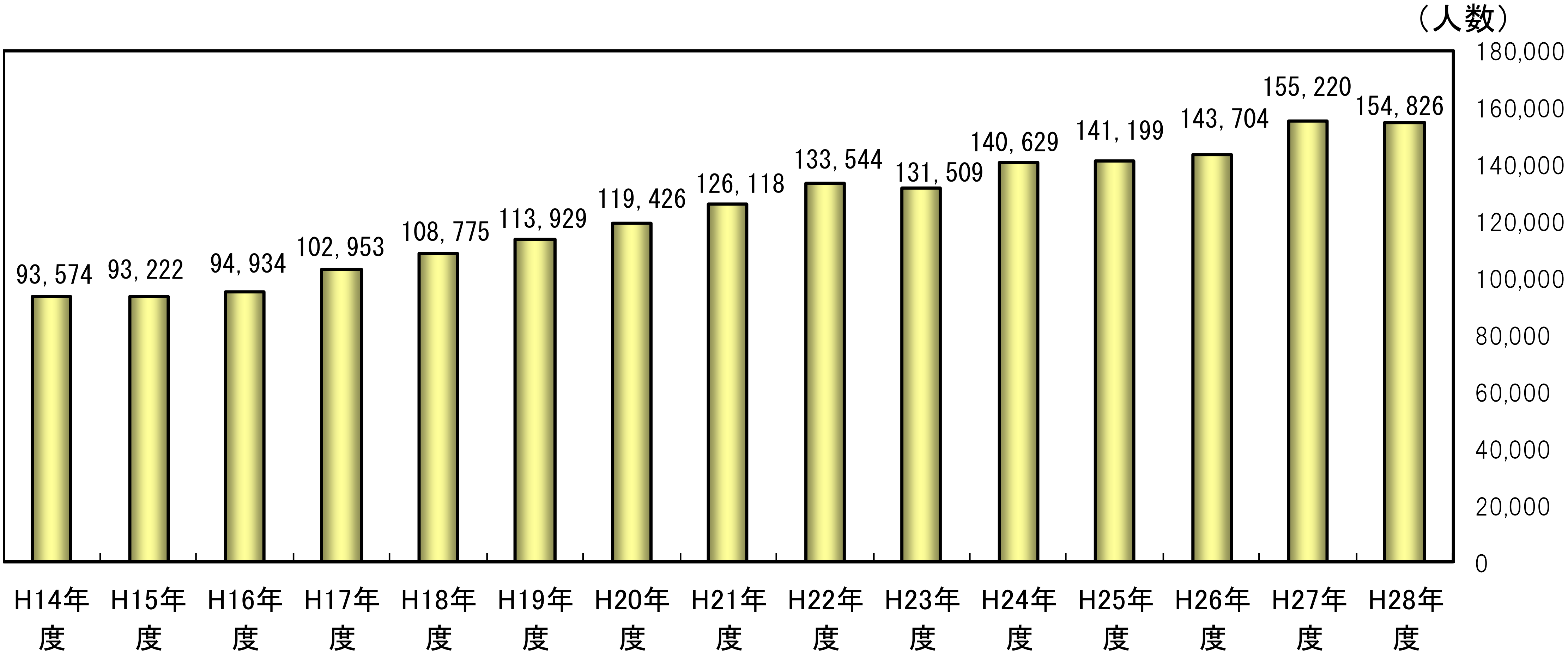

（厚生労働省家庭福祉課調べ）

（2）婦人相談員による相談の状況（延べ人員）

○ 婦人相談員が受け付けた相談延べ人員（来所相談及び電話相談等）は、年々増加している。

○ DV防止法全面施行の平成１４年度と比較すると、平成28年度の相談実人員は、**約2．2倍**の伸びとなっている。

※婦人相談所に配置された婦人相談員を除く。

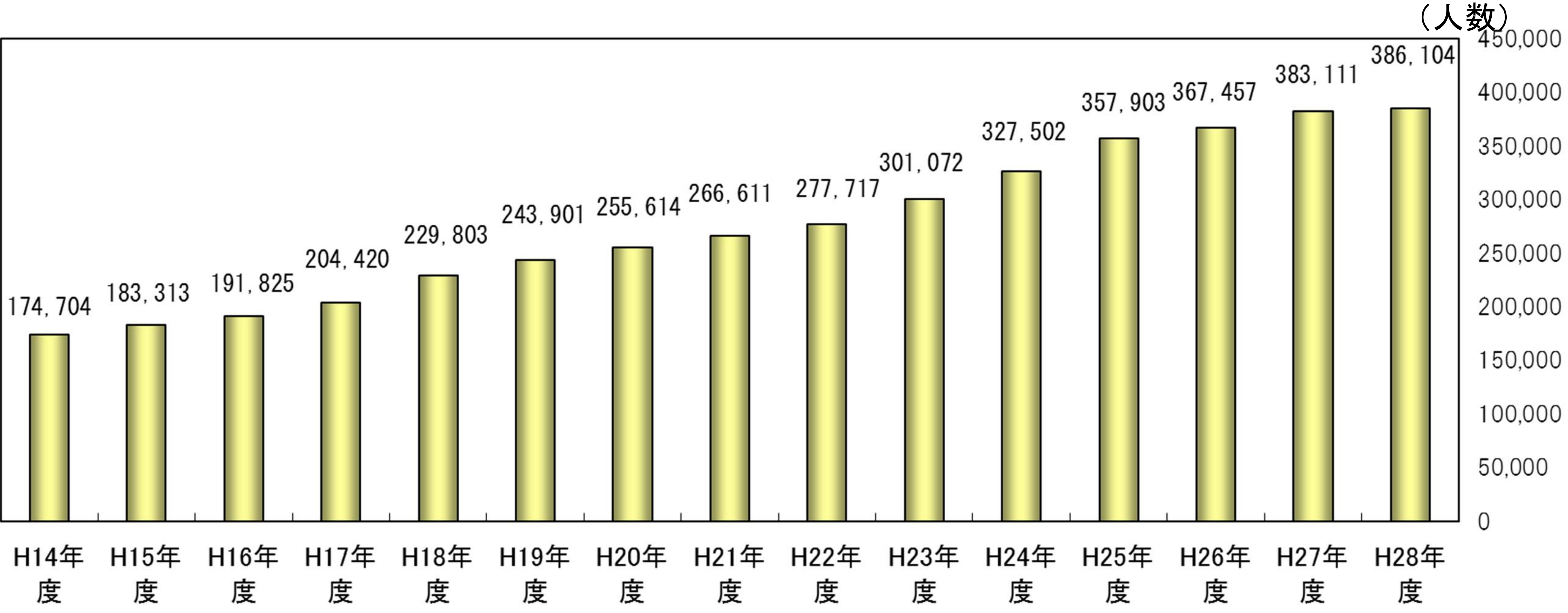

（厚生労働省家庭福祉課調べ）

（3）婦人相談員の来所相談件数の推移

〇来所相談件数は、平成22年度から横ばい傾向にある。

※婦人相談所以外の福祉事務所等に配置されている婦人相談員が受けた来所相談件数

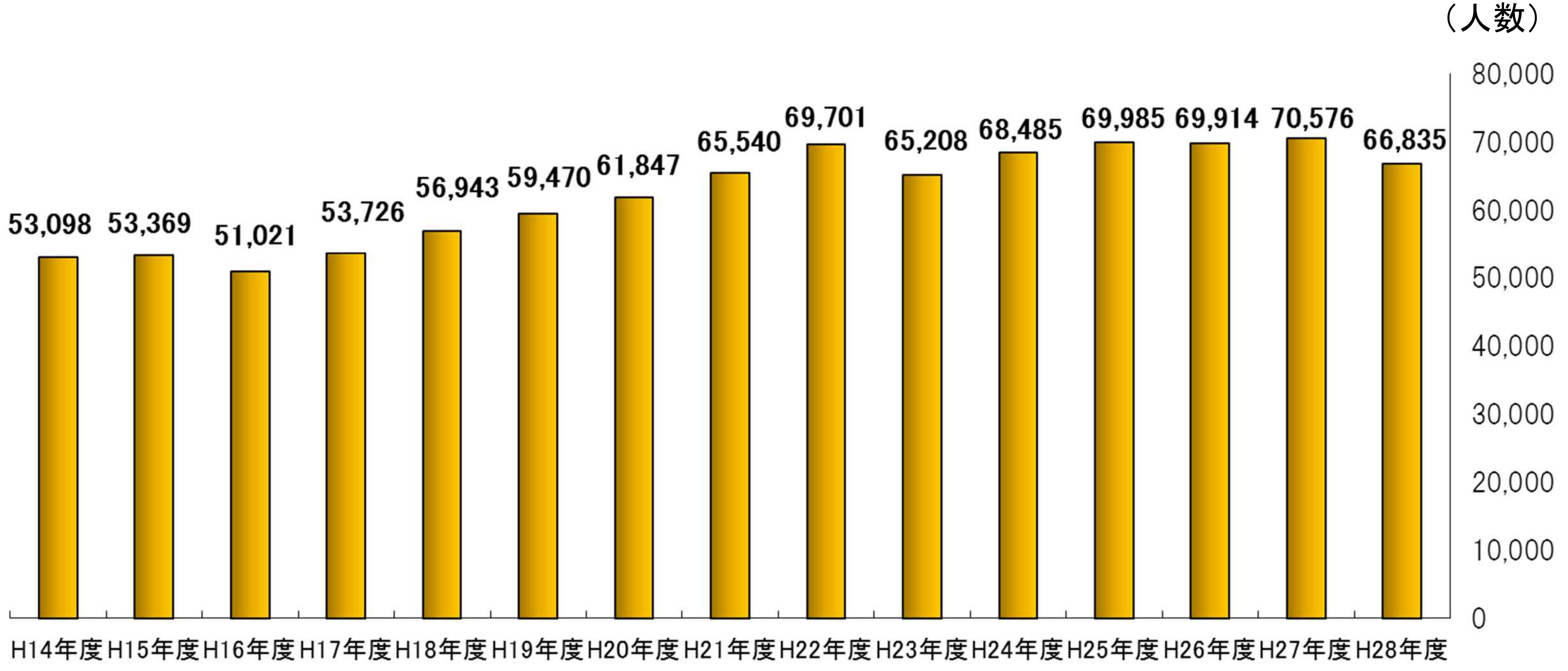

（厚生労働省家庭福祉課調べ）

（4）婦人相談員による相談件数の推移

〇婦人相談員における夫等からの暴力の相談件数の相談全体に占める割合は年々増加している。

夫等からの暴力の相談件数及び相談全体に占める割合（来所相談）

※（　）内は、相談全体に占める夫等からの暴力の割合。

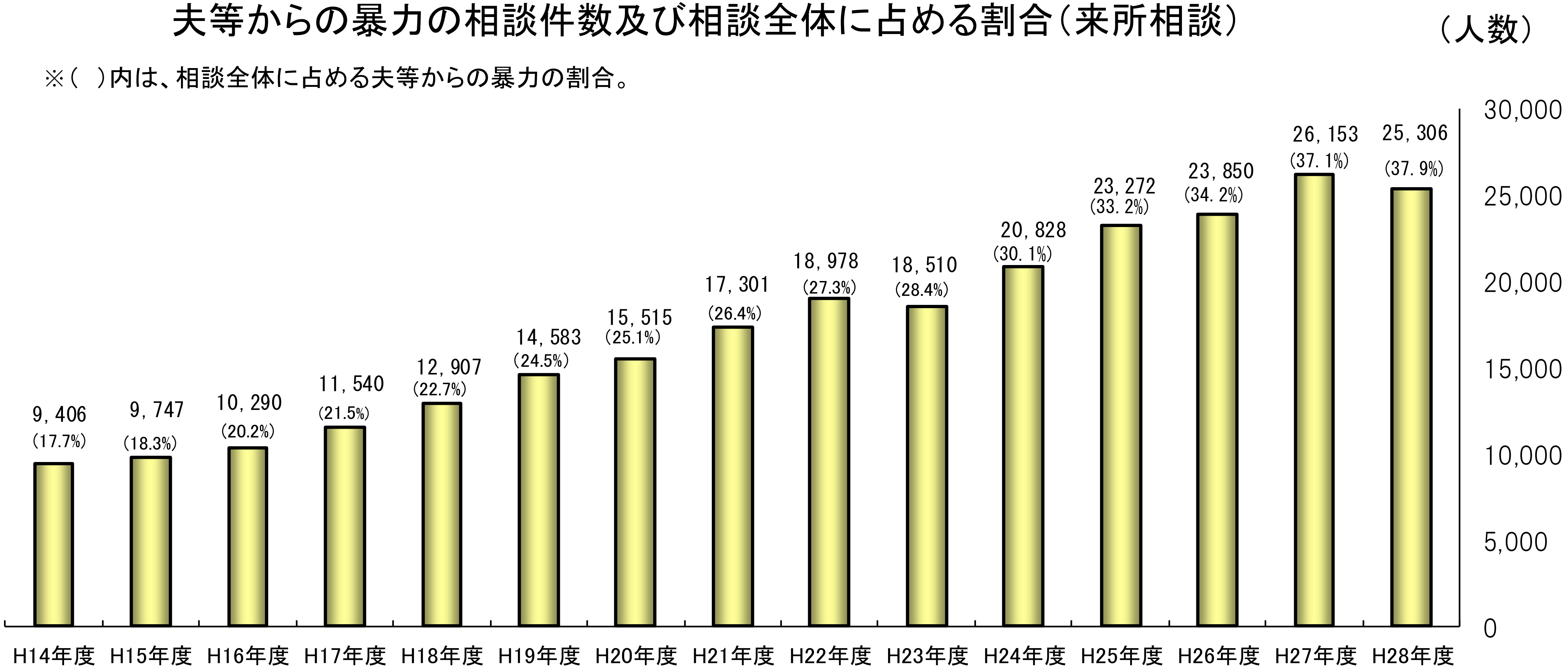

（厚生労働省家庭福祉課調べ）

（5）婦人相談員の推移

○婦人相談員は、都道府県及び市から委嘱され、夫等からの暴力を始めとした女性の様々な相談に対応している。
○婦人相談員の員数は毎年少しずつ増加しているが、特に市の増加率が高い。

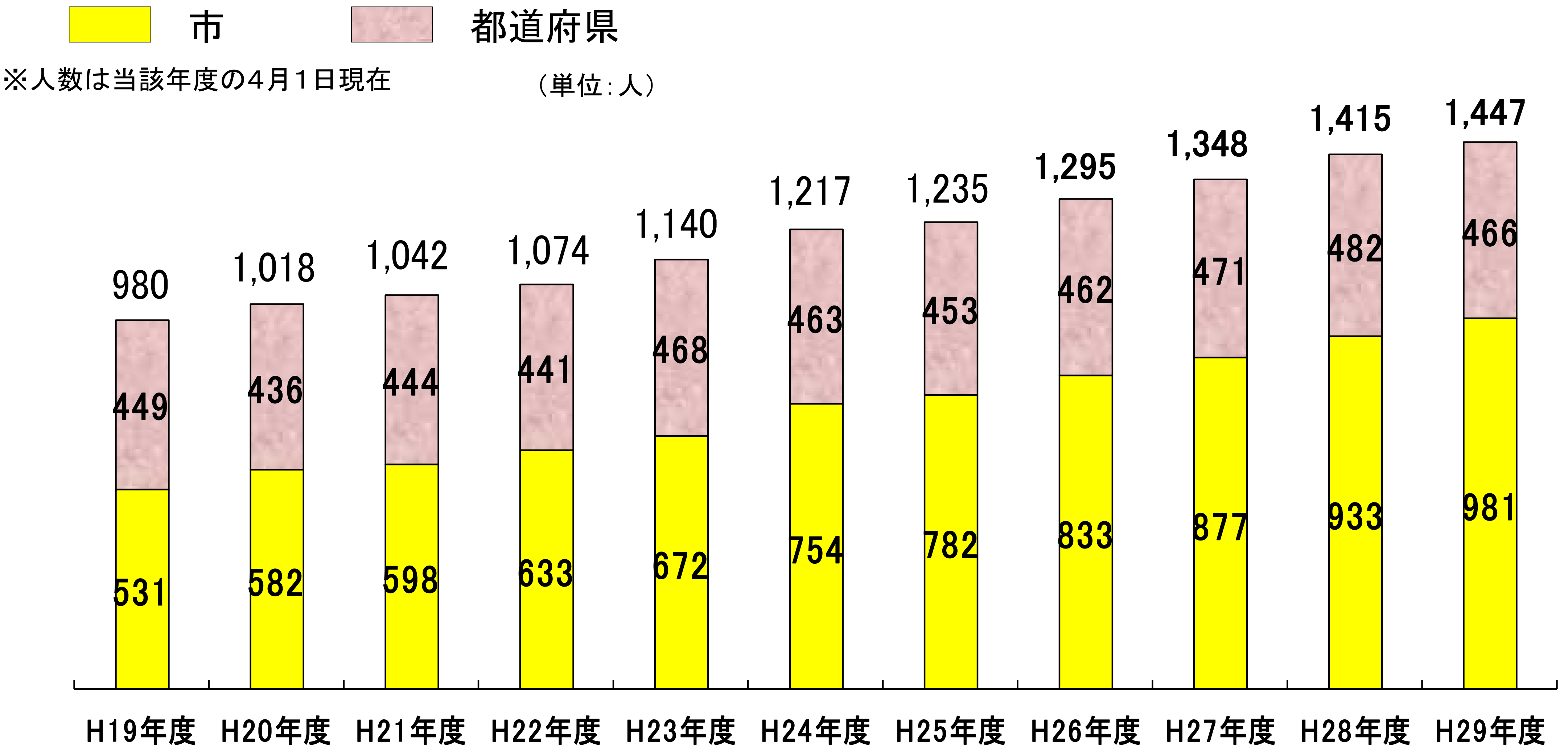

（厚生労働省家庭福祉課調べ）

（6）婦人相談員の都道府県別委嘱状況

H29．4．1現在

（県）

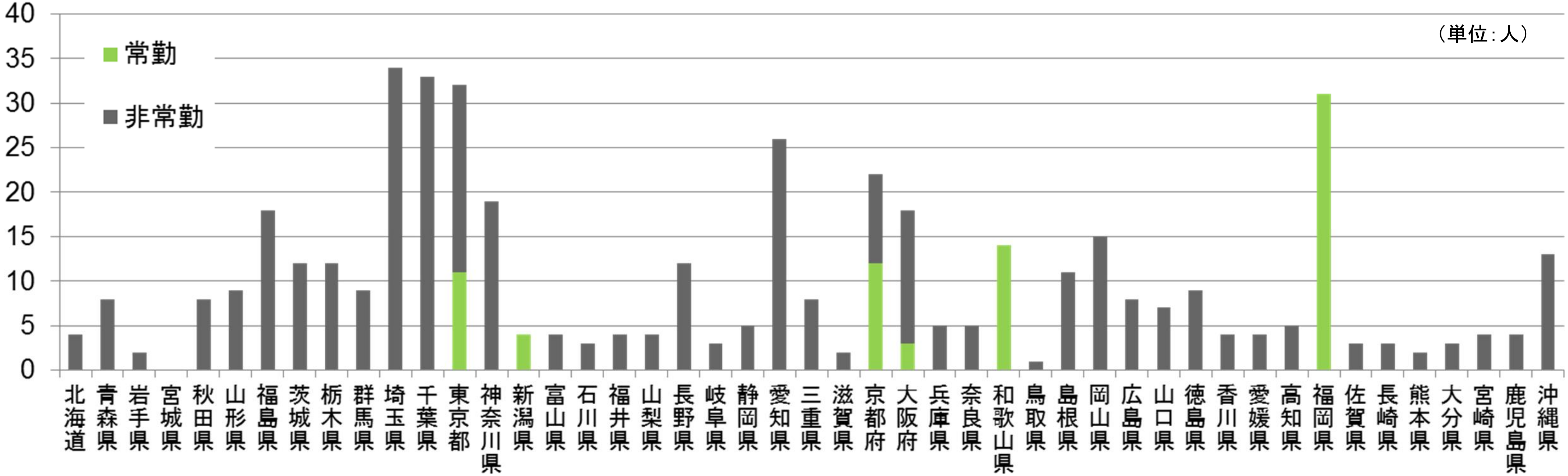

	常勤	非常勤	合計
全国計	75	391	466

（市）

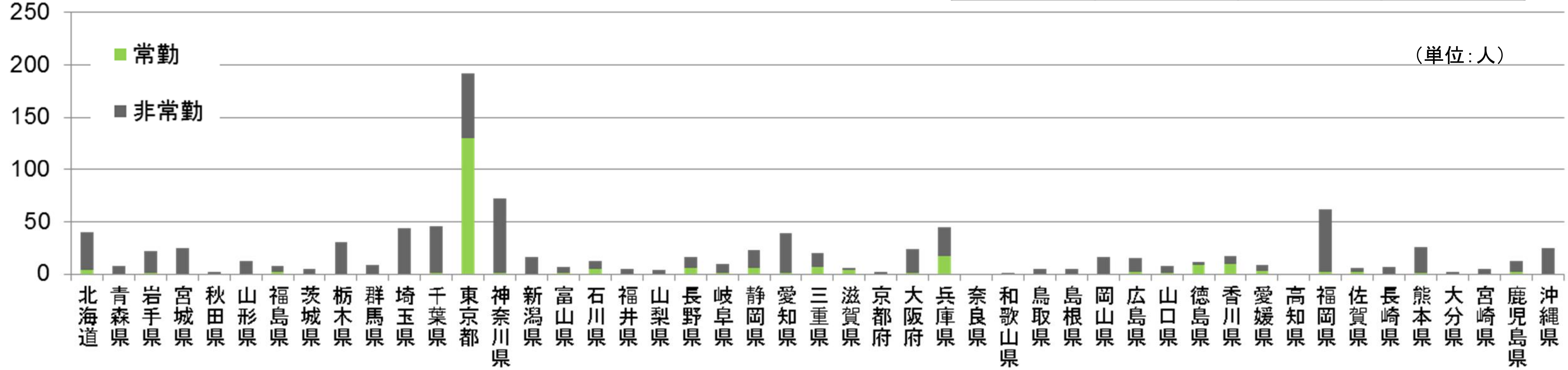

	常勤	非常勤	合計
全国計	220	761	981

（7）婦人相談員の配置状況と在職年数

〇総数1，447人のうち295人、約2割が常勤となっている。
（常勤の配置は特定の都道府県に偏っている）
〇3年未満の相談員が都道府県では48．9%、市では47．0%を占めている。

配置状況(29.4.1)

（単位：人）

	県	市	合計
北海道	4	40	44
青森県	8	8	16
岩手県	2	22	24
宮城県	0	25	25
秋田県	8	2	10
山形県	9	13	22
福島県	18	8	26
茨城県	12	5	17
栃木県	12	31	43
群馬県	9	9	18
埼玉県	34	44	78
千葉県	33	46	79
東京都	32	192	224
神奈川県	19	72	91
新潟県	4	16	20
富山県	4	7	11
石川県	3	13	16
福井県	4	5	9
山梨県	4	4	8
長野県	12	16	28
岐阜県	3	10	13
静岡県	5	23	28
愛知県	26	39	65
三重県	8	20	28

	県	市	合計
滋賀県	2	6	8
京都府	22	2	24
大阪府	18	24	42
兵庫県	5	45	50
奈良県	5	0	5
和歌山県	14	1	15
鳥取県	1	5	6
島根県	11	5	16
岡山県	15	16	31
広島県	8	15	23
山口県	7	8	15
徳島県	9	12	21
香川県	4	17	21
愛媛県	4	9	13
高知県	5	0	5
福岡県	31	62	93
佐賀県	3	6	9
長崎県	3	7	10
熊本県	2	26	28
大分県	3	2	5
宮崎県	4	5	9
鹿児島県	4	13	17
沖縄県	13	25	38
合計	466	981	1,447

在職年数(29.4.1)

（県）

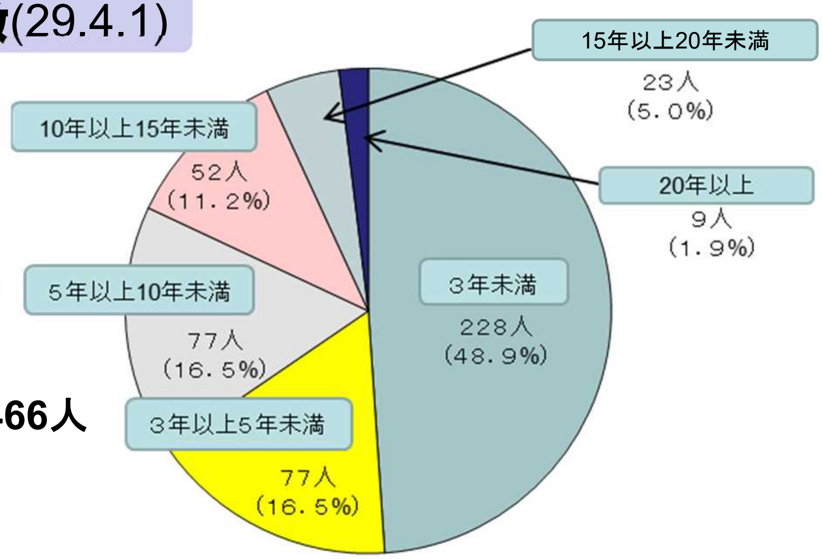

計466人

（市）

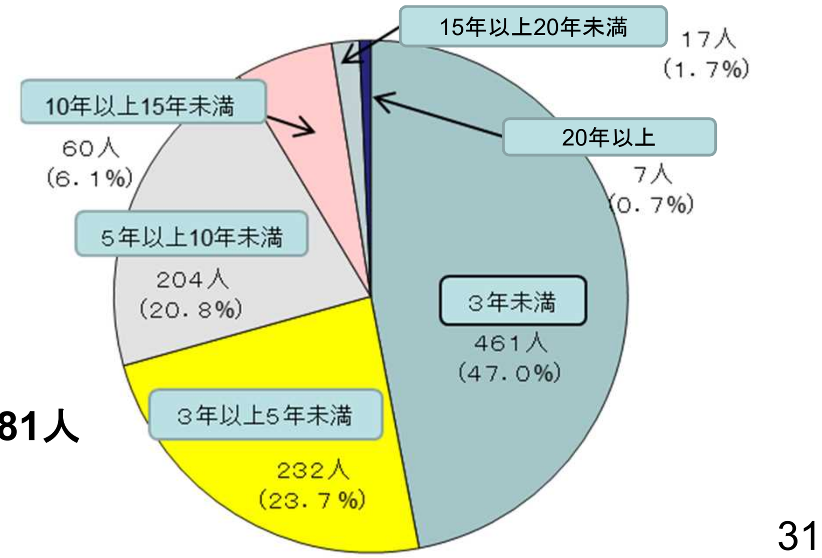

計981人

婦人相談員の配置状況

（H29．4．1現在）

都道府県		都道府県知事による委嘱	市長による委嘱	計	市区数（A）	婦人相談員配置市区数（B）	配置率（B/A%）
1	北海道	4	40	44	35	12	34.3%
2	青　森	8	8	16	10	6	60.0%
3	岩　手	2	22	24	14	14	100.0%
4	宮　城	0	25	25	14	2	14.3%
5	秋　田	8	2	10	13	1	7.7%
6	山　形	9	13	22	13	13	100.0%
7	福　島	18	8	26	13	5	38.5%
8	茨　城	12	5	17	32	4	12.5%
9	栃　木	12	31	43	14	14	100.0%
10	群　馬	9	9	18	12	4	33.3%
11	埼　玉	34	44	78	40	12	30.0%
12	千　葉	33	46	79	37	11	29.7%
13	東　京	32	192	224	49	49	100.0%
14	神奈川	19	72	91	19	13	68.4%
15	新　潟	4	16	20	20	5	25.0%
16	富　山	4	7	11	10	4	40.0%
17	石　川	3	13	16	11	5	45.5%
18	福　井	4	5	9	9	4	44.4%
19	山　梨	4	4	8	13	2	15.4%
20	長　野	12	16	28	19	11	57.9%
21	岐　阜	3	10	13	21	7	33.3%
22	静　岡	5	23	28	23	15	65.2%
23	愛　知	26	39	65	38	3	7.9%
24	三　重	8	20	28	14	14	100.0%
25	滋　賀	2	6	8	13	5	38.5%
26	京　都	22	2	24	15	1	6.7%
27	大　阪	18	24	42	33	6	18.2%
28	兵　庫	5	45	50	29	15	51.7%
29	奈　良	5	0	5	12	0	0.0%
30	和歌山	14	1	15	9	1	11.1%
31	鳥　取	1	5	6	4	4	100.0%
32	島　根	11	5	16	8	2	25.0%
33	岡　山	15	16	31	15	2	13.3%
34	広　島	8	15	23	14	8	57.1%
35	山　口	7	8	15	13	6	46.2%
36	徳　島	9	12	21	8	3	37.5%
37	香　川	4	17	21	8	8	100.0%
38	愛　媛	4	9	13	11	6	54.5%
39	高　知	5	0	5	11	0	0.0%
40	福　岡	31	62	93	28	8	28.6%
41	佐　賀	3	6	9	10	4	40.0%
42	長　崎	3	7	10	13	4	30.8%
43	熊　本	2	26	28	14	14	100.0%
44	大　分	3	2	5	14	1	7.1%
45	宮　崎	4	5	9	9	2	22.2%
46	鹿児島	4	13	17	19	7	36.8%
47	沖　縄	13	25	38	11	11	100.0%
合計		466	981	1,447	814	348	42.8%

（4） 心理療法担当職員の配置に係る予算（国費）について

配偶者からの暴力被害者等の心のケア対策として、心理療法担当職員を配置し、自立に向けた支援の強化を図る。

	平成29年度 予算額		平成30年度予算額
（婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金＜一般会計＞の内数）	22億6,400万円	⇒	23億1,500万円

１．趣旨

配偶者からの暴力被害者及び同伴する家族等に対し、カウンセリング等により心理的回復を図り、自立に向けた支援の強化を図ることを目的とする。

２．沿　革　　平成１４年度　創設（非常勤の心理療法担当職員の配置）
平成１９年度　拡充（婦人保護施設の心理療法担当職員の常勤化）

３．実施施設　婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設

４．補助根拠　法律補助
（売春防止法第40条、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第28条）

５．補助先・補助率　５／１０ （国５／１０　都道府県５／１０）

４．婦人保護施設について

婦人保護施設

〇売春防止法に基づき都道府県や社会福祉法人が設置し、また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく保護も行う

〇全国３９都道府県に４７か所（平成２９年４月１日現在）

〇要保護女子、ＤＶ被害者、人身取引被害者の保護、自立のための支援を行う

〇施設職員の人件費、入所者の生活費について、婦人保護事業費補助金にて対応

（国1/2　都道府県1/2　国庫予算額約１３億円）

（1）婦人保護施設の都道府県別設置状況 （平成29年4月1日）

都道府県名	名　　称	併設状況	設置運営
北海道	北海道立女性相談援助センター	A, B	公設公営
青　森	ー	ー	ー
岩　手	社会福祉法人岩手県同胞援護会　桐の苑	B	民設民営
宮　城	宮城県コスモスハウス	A, B	公設民営
秋　田	秋田県陽光園	A, B	公設民営
山　形	金谷寮	B	公設公営
福　島	福島県女性のための相談支援センター	A, B	公設公営
茨　城	茨城県立若葉寮	B	公設公営
栃　木	とちぎ男女共同参画センター	A, B	公設公営
群　馬	三山寮	A, B	公設公営
埼　玉	埼玉県婦人相談センター	A, B	公設公営
千　葉	婦人保護施設　望みの門学園	単	民設民営
	かにた婦人の村	単	民設民営
東　京	東京都新生寮	単	民設民営
	いこいの家	単	民設民営
	いずみ寮	単	民設民営
	救世軍婦人寮	単	民設民営
	慈愛寮	単	民設民営
神奈川	神奈川県女性保護施設　さつき寮	単	公設民営
新　潟	新潟県あかしや寮	A, B	公設公営
富　山	ー	ー	ー
石　川	石川県白百合寮	A, B	公設公営
福　井	福井県若草寮	A, B	公設公営
山　梨	山梨県女性相談所	A, B	公設公営
長　野	婦人保護施設　県立ときわぎ寮	A, B	公設公営
岐　阜	岐阜県立千草寮	B	公設民営
静　岡	静岡県婦人保護施設　清流荘	B	公設民営
愛　知	愛知県立白菊荘	単	民設民営
	愛知県立成願荘	単	民設民営

都道府県名	名　　称	併設状況	設置運営
三　重	婦人保護施設あかつき寮	単	民設民営
滋　賀	滋賀県中央子ども家庭相談センター	A, B	公設公営
京　都	京都府家庭支援総合センター	A, B	公設公営
大　阪	大阪府立女性自立支援センター　あゆみ寮	単	公設民営
	〃　　のぞみ寮	単	公設民営
兵　庫	神戸婦人寮	単	民設民営
	姫路婦人寮	単	民設民営
奈　良	ー	ー	ー
和歌山	和歌山県子ども・女性・障害者相談センター	A, B	公設公営
鳥　取	ー	ー	ー
島　根	ー	ー	ー
岡　山	（休止中）岡山県福祉相談センター	A, B	公設公営
広　島	呉慈愛寮	単	民設民営
山　口	山口県大内寮	B	公設公営
徳　島	徳島県立婦人保護施設しらぎく寮	A, B	公設公営
香　川	玉藻寮	A, B	公設公営
愛　媛	愛媛県立さつき寮	A, B	公設公営
高　知	ー	ー	ー
福　岡	アベニール福岡	単	公設民営
佐　賀	婦人保護施設　たちばな	単	民設民営
長　崎	県立清和寮	B	公設公営
熊　本	ー	ー	ー
大　分	大分県婦人寮	A, B	公設公営
宮　崎	宮崎県立きりしま寮	A, B	公設公営
鹿児島	錦江寮	単	民設民営
沖　縄	うるま婦人寮	単	民設民営
	全国47か所		

【注】併設状況欄　：A（婦人相談所と併設）、B（一時保護所と併設）、単（単独設置）

（2）婦人保護施設の設置状況

〇全国47か所の婦人保護施設のうち、婦人相談所と併設している施設が21か所。

〇婦人相談所あるいは一時保護所とは別に単独で設置されている婦人保護施設は19か所。

　このうち、設置主体が都道府県の施設が4か所、民間施設が15か所。

婦人保護施設　47か所（平成29年4月1日）

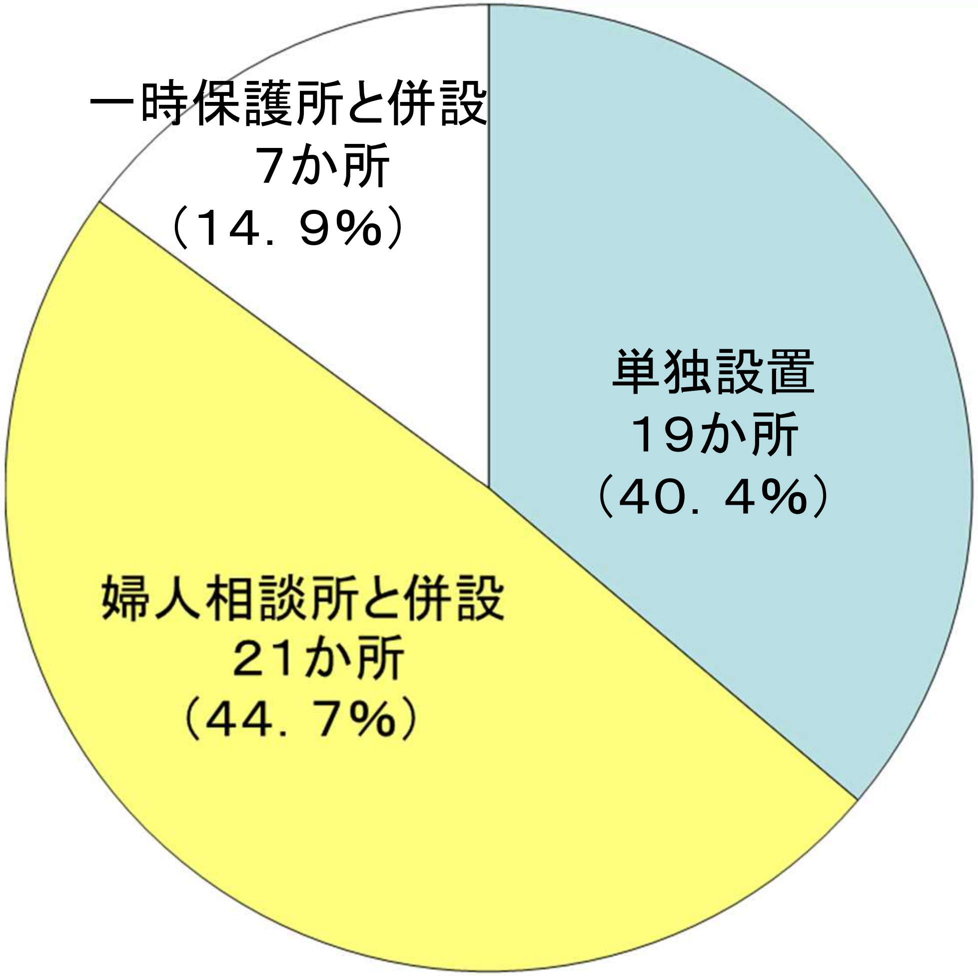

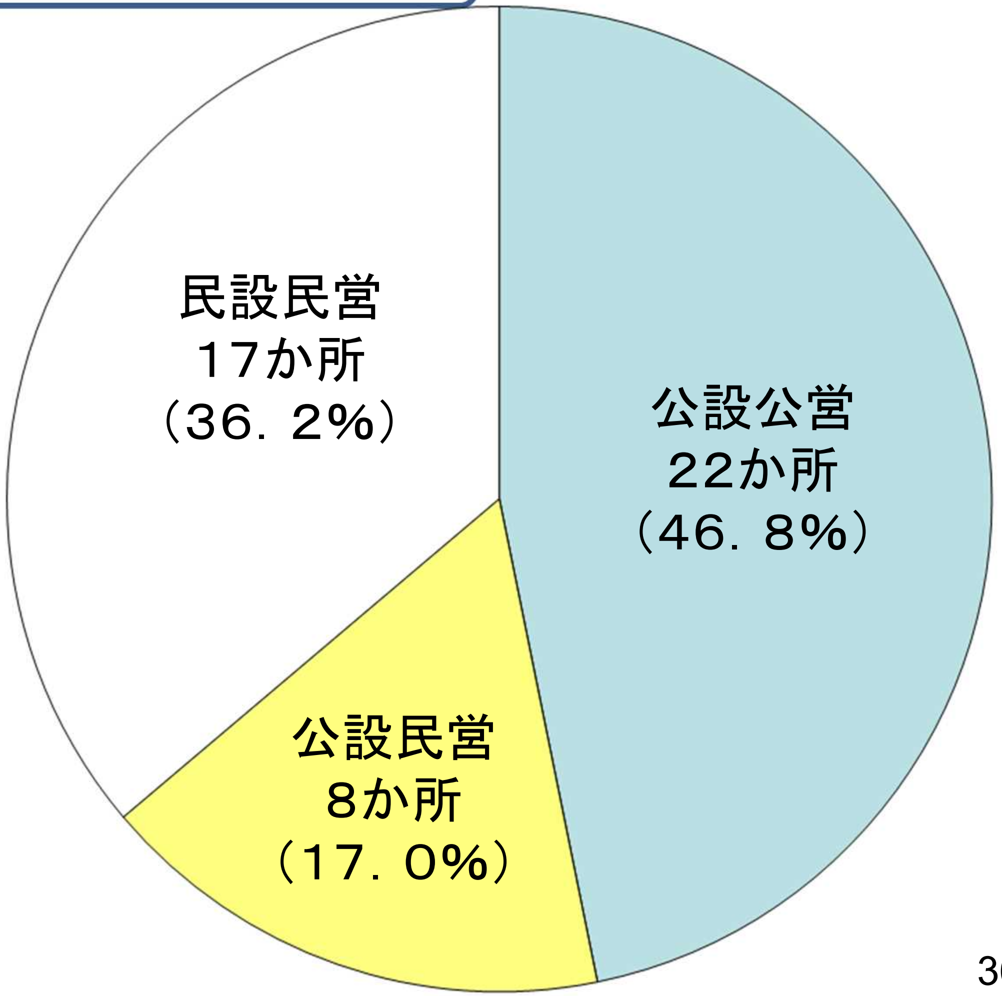

（3） 婦人保護施設の入所者数及び定員の推移

○婦人保護施設の入所者数及び定員は年々少しずつ減少してきている。

○定員に対する充足率も低下してきている。

昭和60年

42．7％

↓

平成28年度

22．5％

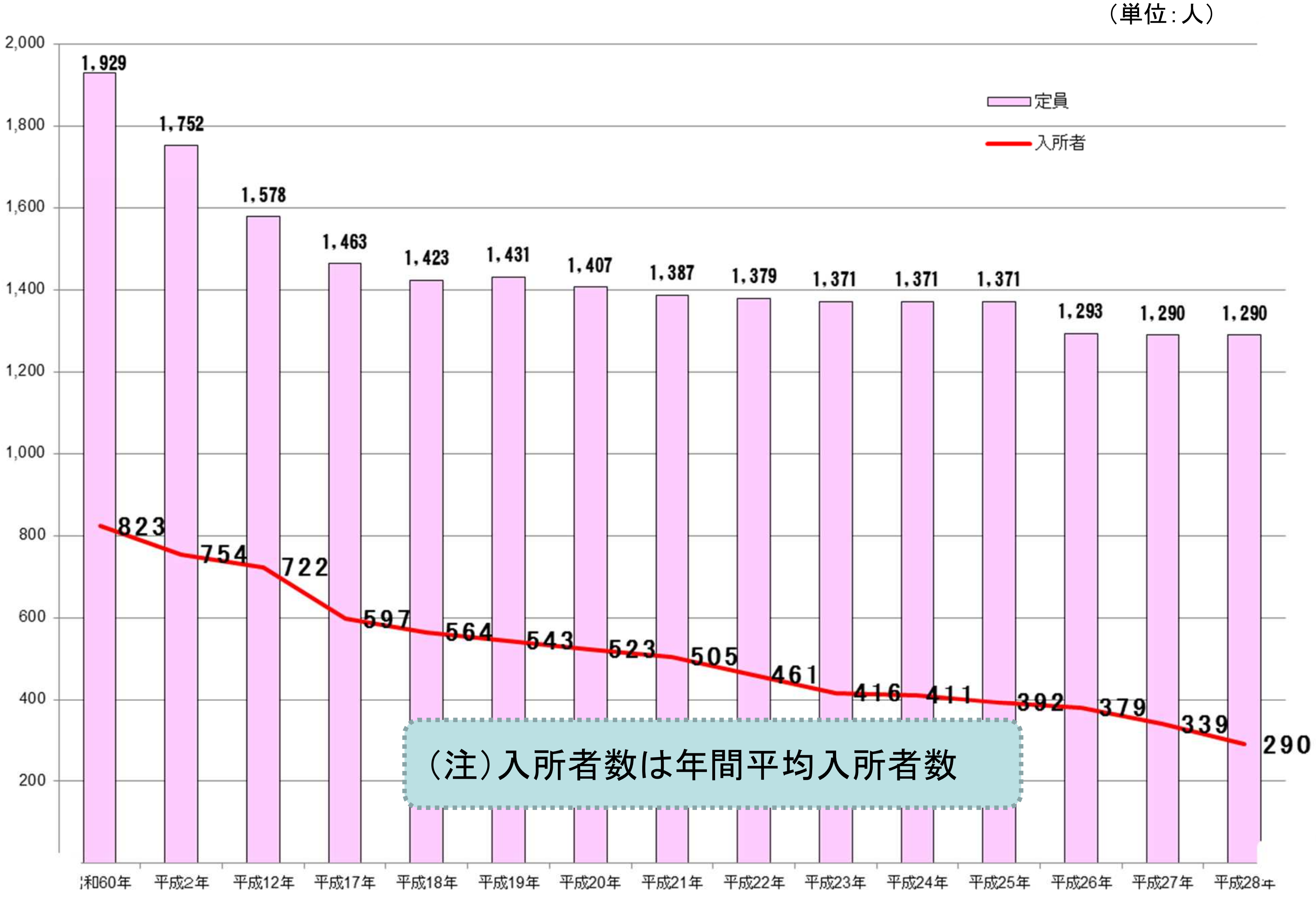

注）入所者のうち、平成17年度までは10/1時点、平成17年度以降は年間平均

（４）婦人保護施設における在所者の入所理由

○ 「夫等からの暴力」を理由とする入所者が全体の42．9%となっている。
○ 「夫等」「子・親・親族」「交際相手等」の3つの暴力被害による入所者が全体の58．5%を占めている。
※ なお、在所者850人のほかに、同伴家族377人（うち同伴児童373人）が入所している。

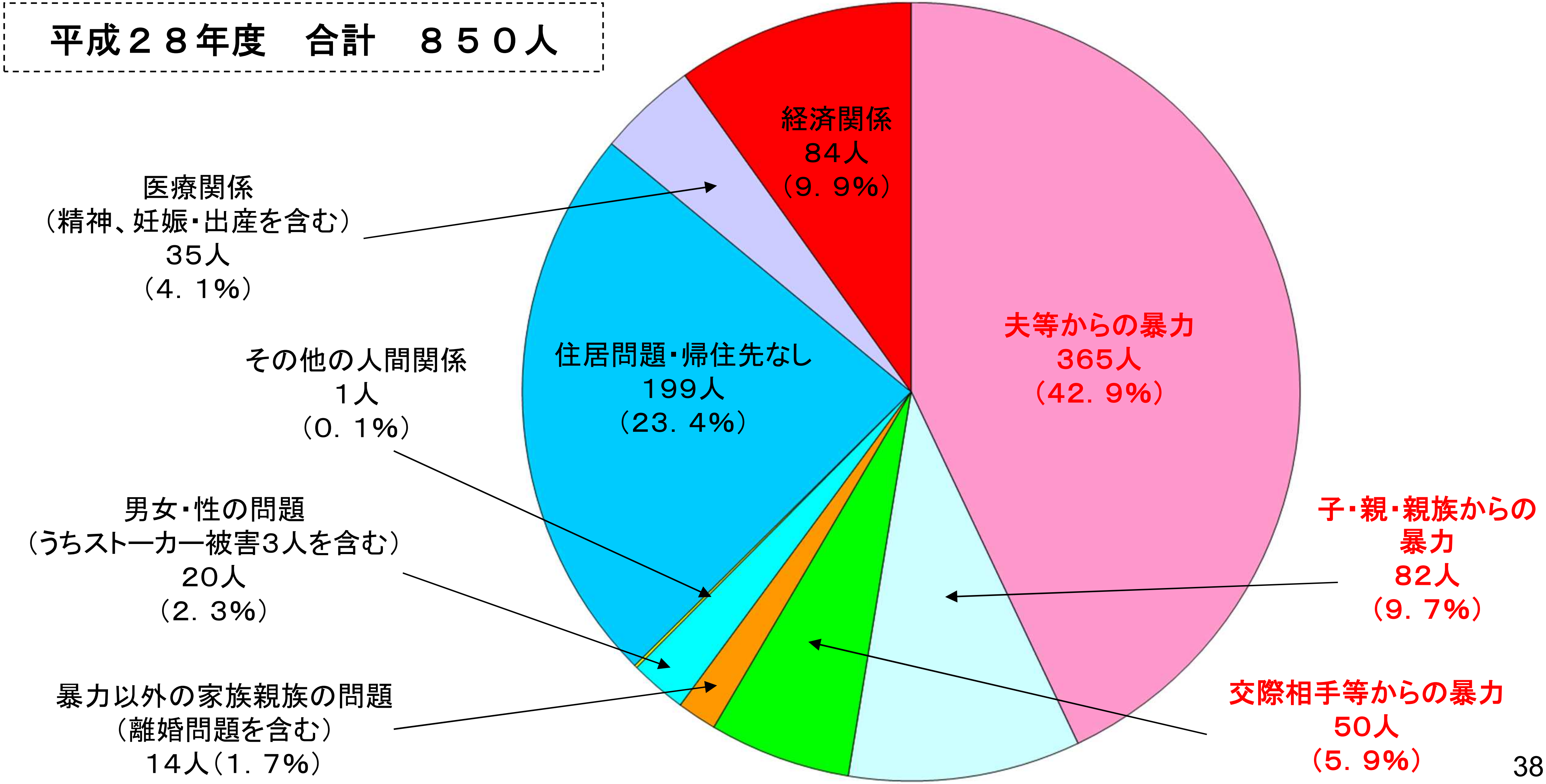

（5）婦人保護施設における同伴家族の割合

婦人保護施設の新規入所者数では、同伴児童が約4割を占めるが、平均在所人数でみると同伴児童は約2割となっている。

平成28年度婦人保護施設新規入所者　842人

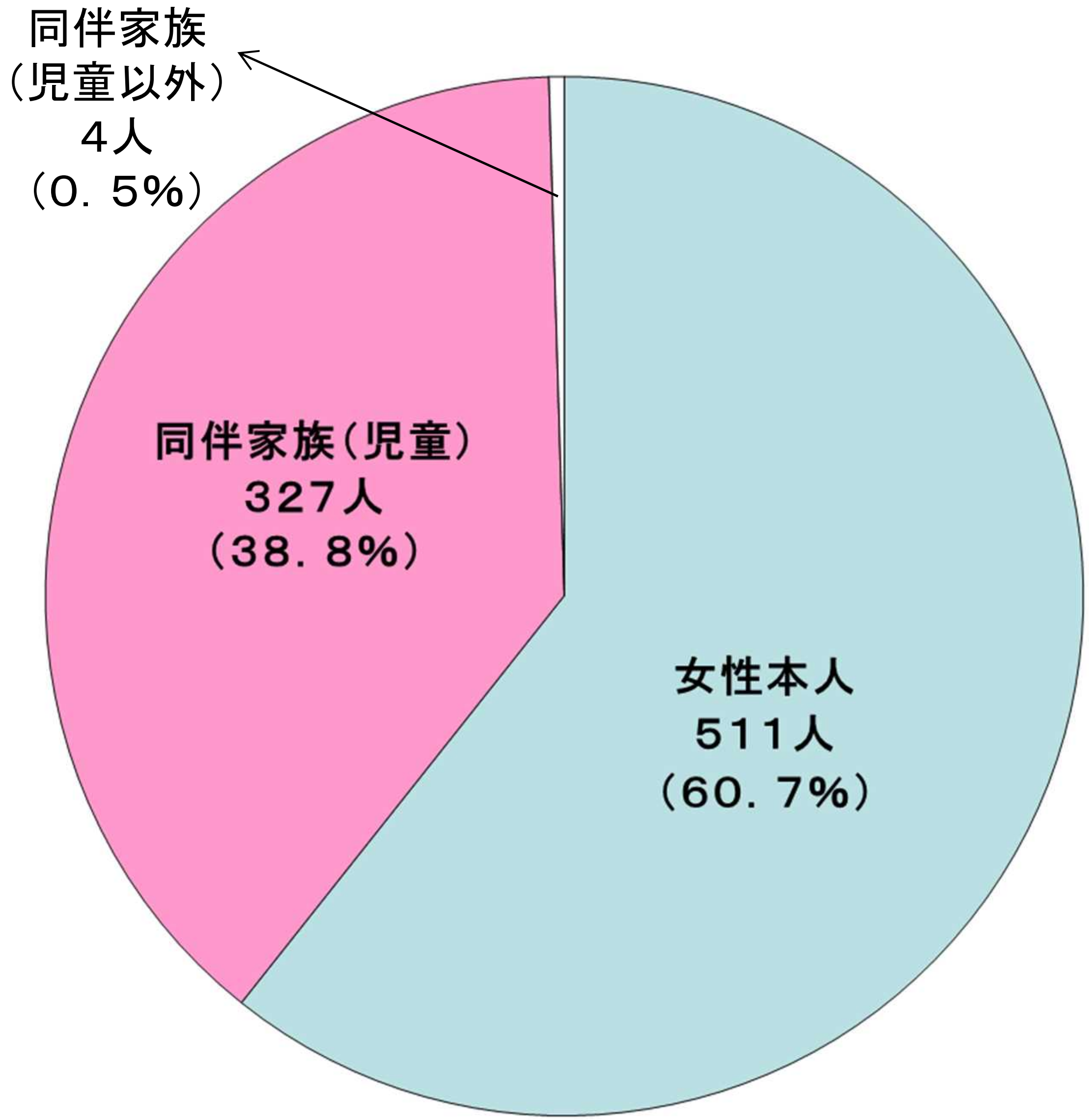

平成28年度婦人保護施設平均在所人数　351．6人

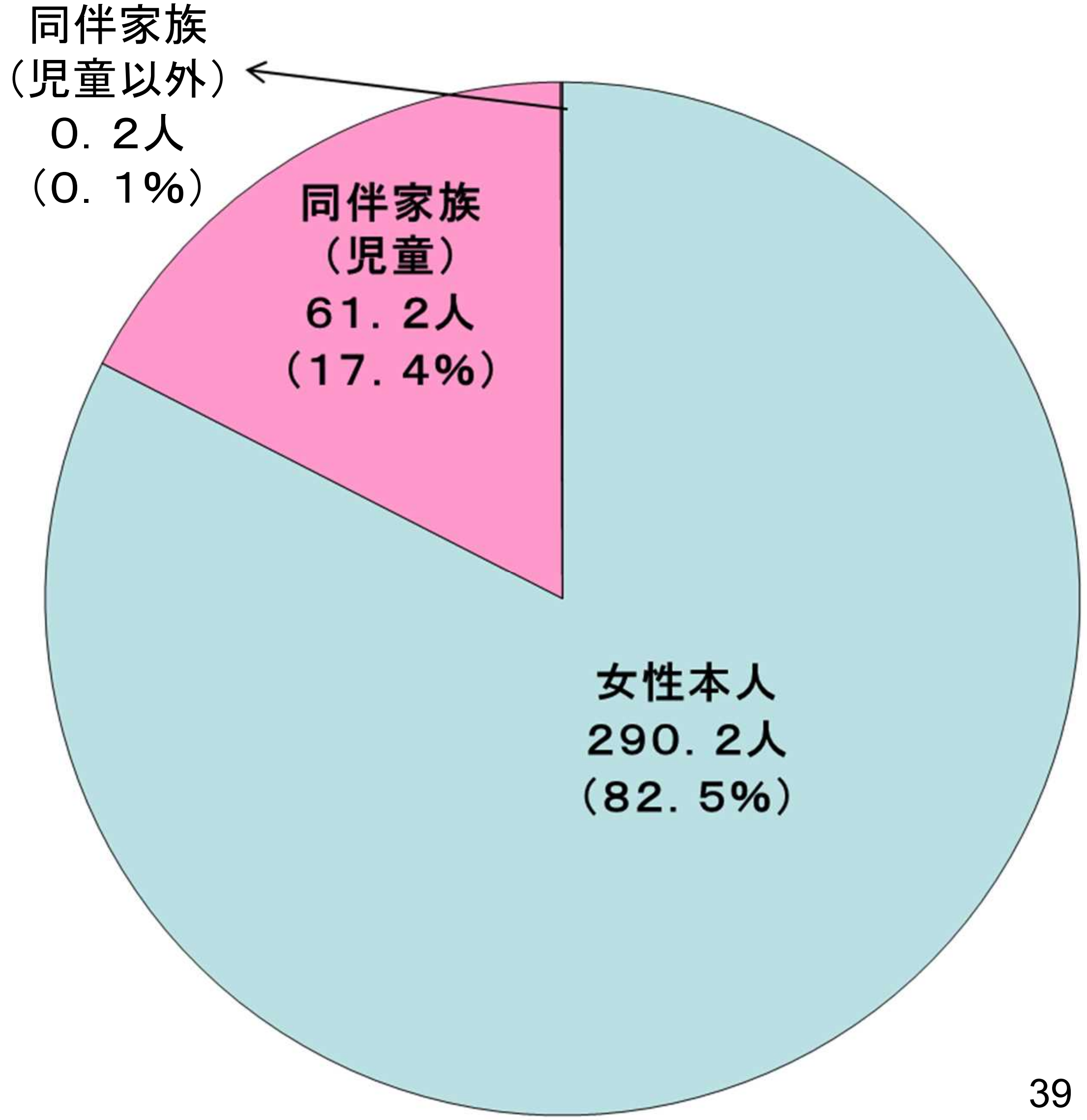

（6）婦人保護施設入所者の心身の状況

○入所者のうち、47．3%の女性が、何らかの障害あるいは病気を抱えている。

（参考）平成28年度
婦人保護施設入所者数　850人

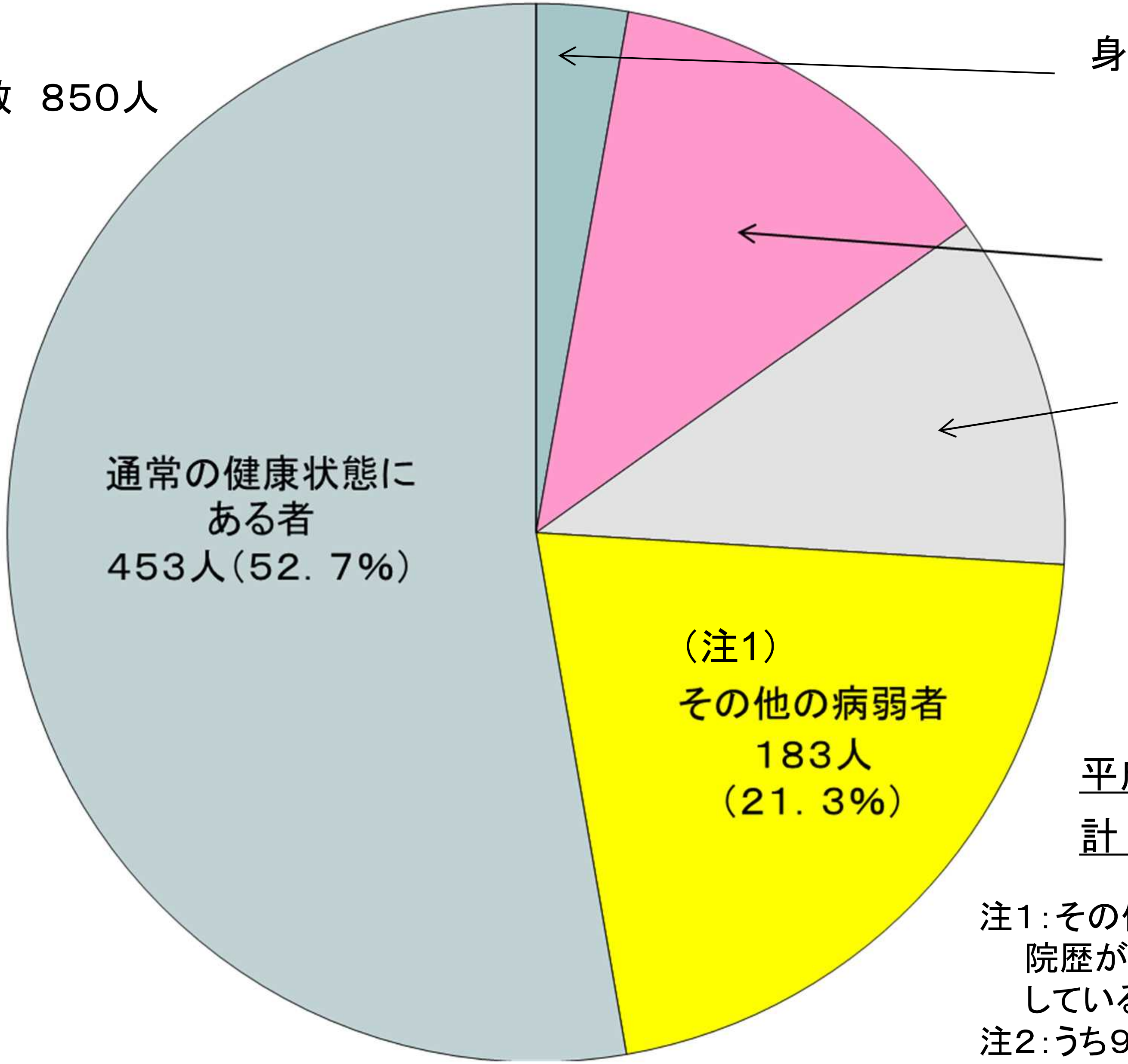

平成28年度
計　859人（注2）

注1：その他の病弱者とは、通院、入院歴がある者及び常備薬を服用している者等をいう。
注2：うち9人は重複障害の者

（7）婦人保護長期入所施設運営要領（平成24年3月30日　雇用均等・児童家庭局長通知）

1　施設の目的

婦人保護長期入所施設は、婦人保護事業の対象である要保護女子のうち2に掲げる者を長期間入所させ、保護するとともに、その自立を支援することを目的とするものであり、次の施設をいうものとする。

名称　かにた婦人の村　　　所在地　　（略）

2　入所対象者

婦人保護事業対象者である要保護女子のうち次の（1）及び（2）に該当する者とすること。

（1）知的障害又は精神障害があるために他の婦人保護施設ではその者に対する保護及び自立支援が極めて困難であること。ただし、施設内で医療を提供する必要のある者を除く。

（2）身辺の自立が可能であり、かつ、集団生活上著しい行動上の問題がないこと。

3　入所

（1）入所委託

要保護女子を本施設に入所委託するに当たっては、施設設置者と事前協議の上、施設設置者と委託契約を締結すること。

なお、委託契約に当たっては、別紙の委託契約書(例)を参考にすること。

（2）入所委託協議書の作成

入所委託に関する協議書の作成に当たっては、婦人相談所職員の判断のみによることなく、当該要保護女子を保護している施設職員等の意見も十分聴取すること。また、心理的側面及び医学的側面の判定及び診断については、当該要保護女子に面接し、実地に判定及び診察した上で行うこと。

なお、精神科診断書の作成に当たって、当該婦人相談所又は婦人保護施設に精神科の診療に経験を有する医師がいない場合は、知的障害者更生相談所の医師又は精神鑑定医等の協力を求め,これを作成すること。

（3）入所手続

要保護女子を本施設に入所させる場合は、必ず婦人相談所職員、又は婦人保護施設職員が当該要保護女子を施設所在地まで同伴し、施設に入所させること。なお、入所の際には当該入所者の保護台帳及び保護記録の写を施設長に提供すること。

4　支　援

（1）婦人保護長期入所施設は、終身的な入所を行う施設ではないものであり、地域生活への移行が可能となるような支援を行うための自立促進計画を作成する。

（2）入所委託を行った婦人相談所は、少なくとも2年に1度施設に来所等し、入所者の意向調査を行い、施設は必要に応じ自立促進計画を見直すこととする。

（3）入所委託を行った婦人相談所は、入所者本人の意向を基に、定期的に施設と協議　を行い、必要に応じ入所を継続することができることとする。

5　退所等

（1）要保護女子が退所して自立することが可能となった場合は、施設長は、当該要保護女子の入所委託を行った婦人相談所長に退所の協議を行うこと。

（2）施設長は、当分の間、各月初日の入所者数を年度ごとに厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長に報告することとする。

6　定員

婦人保護長期入所施設の定員は、100名とする。

7　経費（略）

（8）婦人保護施設利用者に対する地域生活移行支援

〇　平成19年年度より、いわゆる「ステップハウス」の運営を実施

〇　平成24年度から賃貸物件を活用して実施する場合に、建物の賃貸料の一部を婦人保護事業費補助金にて補助

《ステップハウス》

退所後の自立に向けた支援の一環として、施設の近隣のアパート等を利用して生活訓練を行う。

利用者については、本体施設の入所者と同様に措置費の支弁が可能

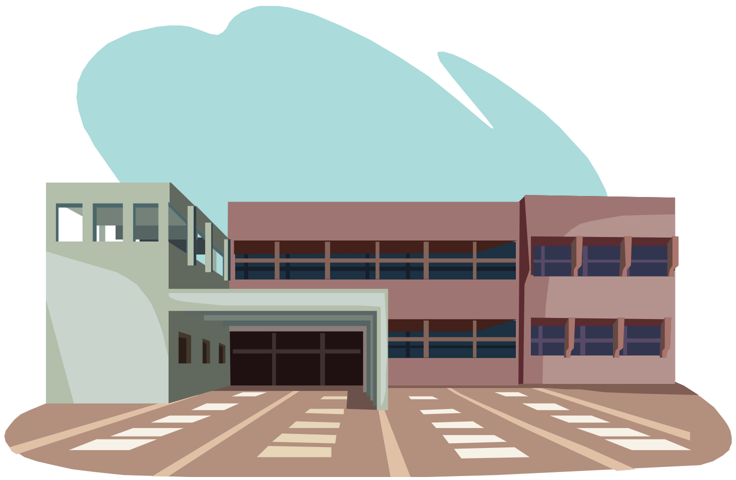

婦人保護施設

近隣のアパート等

・職員が施設における支援とともに一体的に対応できる距離にあるアパート等で実施

・利用者や婦人相談所との十分な協議

・日常生活に必要な設備、保健衛生・安全に配慮

・生命や身体の安全の確保への配慮

（9）婦人保護施設退所者自立生活援助事業

（趣旨）

婦人保護施設を退所した女性が、地域社会で安定した自立生活が継続できるよう支援する（アフターケア）

（児童虐待・DV対策等総合支援事業（統合補助金））

（対象施設）

退所者のうち支援を希望する女性が10名以上いる婦人保護施設

（内容）

- 訪問指導等による日常生活に対応する援助　（食生活、健康管理、金銭管理等）
- 地域及び職場での対人関係の調整等
- 関係機関等への同行支援
- その他社会生活における相談、余暇指導等

※平成29年度　11ケ所（交付申請ベース）

（基準額：30年度）

- 1施設当たり1,659,550円（10人を超えた対象者1人につき138,790円を乗じて加算）

（１０）身元保証人確保対策事業について

（児童虐待・ＤＶ対策等総合支援事業）

１．事業内容

児童養護施設等を退所する子どもや女性が就職したり、アパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人となる場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結する。その保険料に対して補助を行う。

〇対象施設等…児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、里親、ファミリーホーム、児童相談所一時保護所（一時保護委託含む）、自立援助ホーム、母子生活支援施設、婦人保護施設、婦人相談所一時保護所（一時保護委託含む）

〇対　象　者…上記施設等を退所（措置解除）する子どもや女性で、就職やアパート等を賃借する際に、身元保証人を確保できない者

〇対象となる保証人…①施設長（②～⑤を除く）、②里親：児童相談所長、③ファミリーホーム：養育者又は児童相談所長、④自立援助ホーム：設置（経営）主体の代表者又は児童相談所長、⑤一時保護所（児童・婦人）：それぞれの所長

２．補助単価（30年度）　就職［10,560円/1人］、アパート等賃借［19,152円/1人］、大学等入学［10,560円/1人］

〇保証範囲…①就職：被保証人が雇用主のためにその業務を遂行するにあたり又は自己の職務上の地位を利用して雇用主またはその他の者に損害を与えた結果、身元保証人が被った損害に対する保証

②アパート等賃借：被保証人との間で締結された賃貸借契約に基づき、貸主に対して負担する債務のうち、家賃・原状回復費用等が履行されないことにより連帯保証人が被った損害に対する保証

③大学等入学：被保証人が大学、高等学校などの教育機関における就学に関し、学費の滞納など教育機関に損害を与えた結果、身元保証人が被った損害に対する保証

〇保証限度額…①就職：200万円、②アパート等賃借：120万円、③大学等入学：200万円

３．実施主体・運営主体　実施主体：都道府県、市及び福祉事務所設置町村
運営主体：全国社会福祉協議会

４．補助根拠　予算補助　※児童虐待・ＤＶ対策等総合支援事業

５．補助率　国１／２（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市１／２）
※母子生活支援施設について、一般市及び福祉事務所設置町村が措置した場合は、
国１／２、都道府県１／４、一般市及び福祉事務所設置町村１／４

５．心理判定員等の現状について

（1）心理判定員等の現状

〇心理判定員のうち78．5%が常勤であるが、そのうち63．1%が兼務職員となっている。

〇心理療法担当職員（一時保護所）のうち41．7%が常勤であるが、そのうち29．2%が兼務職員となっている。

〇心理療法担当職員（婦人保護施設）のうち36．4%が常勤であるが、そのうち33．3%が兼務職員となっている。

平成29年4月1日現在

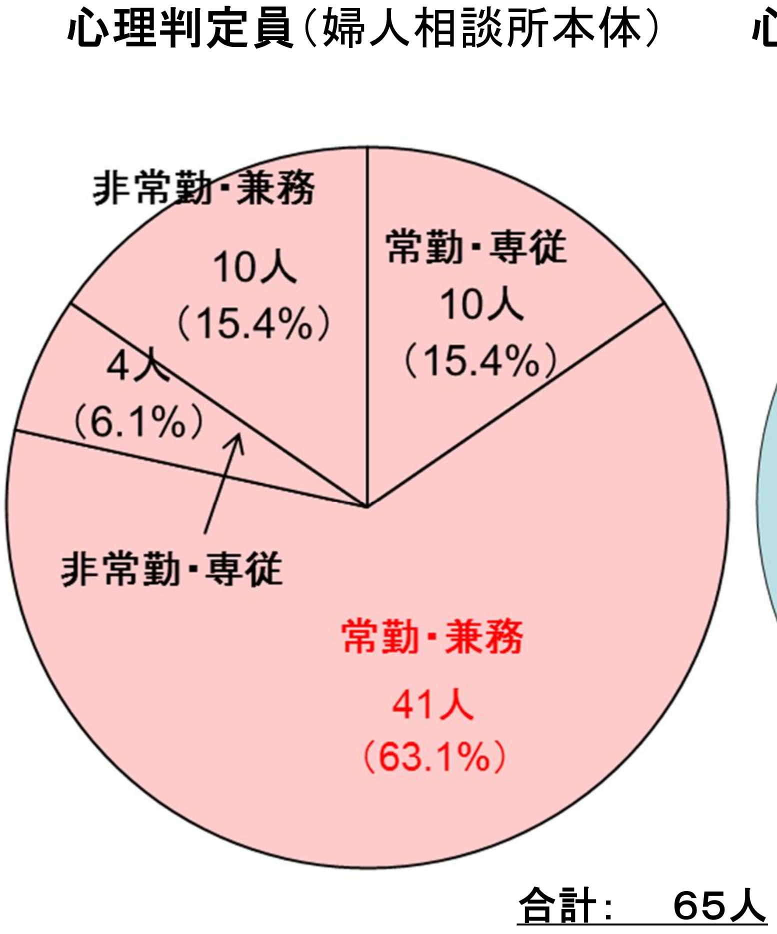

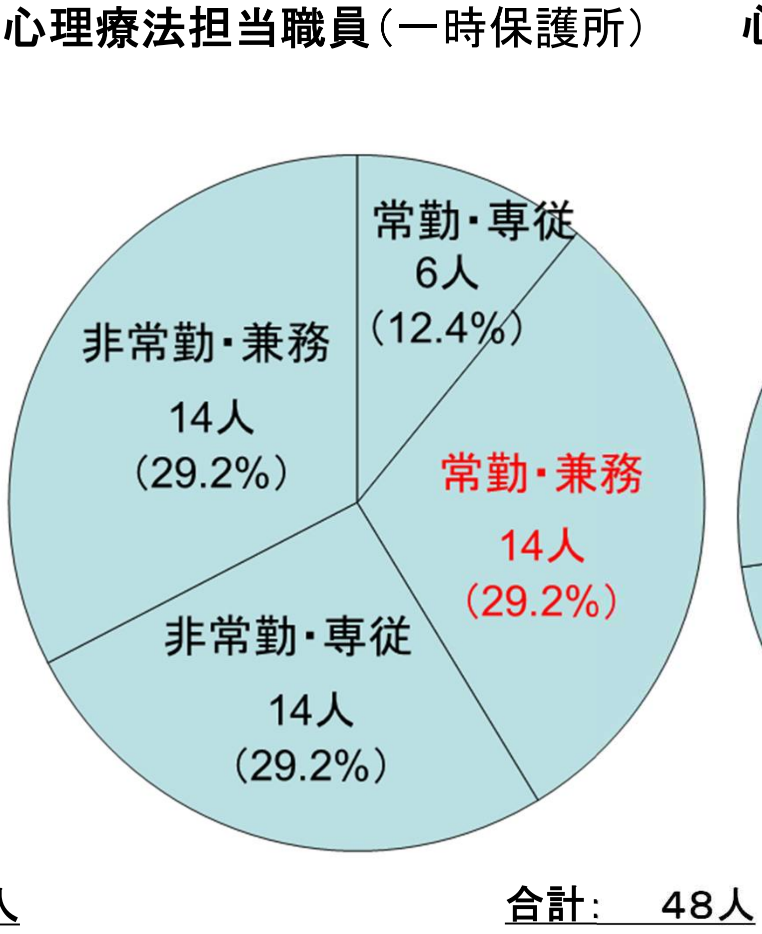

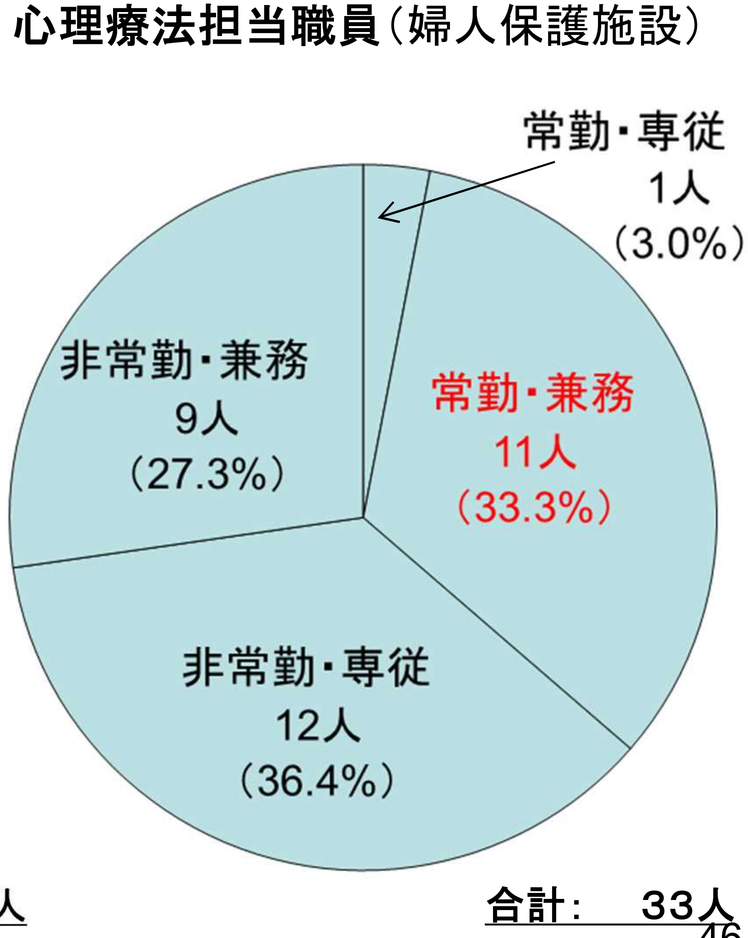

（2）心理判定員等の現状

心理判定員（婦人相談所本体）

	常勤		非常勤			常勤		非常勤	
	専従	兼務	専従	兼務		専従	兼務	専従	兼務
北海道					滋　賀			1	
青　森					京　都				
岩　手		1			大　阪				
宮　城				1	兵　庫	1			
秋　田	1				奈　良				
山　形		4		2	和歌山				
福　島		1			鳥　取		6		
茨　城					島　根	1	1		
栃　木				1	岡　山	2			
群　馬				1	広　島		5		
埼　玉		2			山　口		1		
千　葉		1			徳　島		1		
東　京	2	2		1	香　川	1		1	
神奈川			1		愛　媛		1		
新　潟		2			高　知			1	
富　山				1	福　岡				
石　川		6			佐　賀		1		
福　井		1			長　崎				
山　梨		1			熊　本				2
長　野		2			大　分				1
岐　阜					宮　崎		1		
静　岡	1				鹿児島		1		
愛　知					沖　縄				
三　重	1				合　計	10	41	4	10

心理療法担当職員（婦人相談所一時保護所）

	常勤		非常勤			常勤		非常勤	
	専従	兼務	専従	兼務		専従	兼務	専従	兼務
北海道	1				滋　賀			1	
青　森			1		京　都				1
岩　手					大　阪	1		1	
宮　城				1	兵　庫			1	
秋　田			1		奈　良	1			
山　形				2	和歌山			2	
福　島		1			鳥　取		1		
茨　城			1		島　根		1		
栃　木				1	岡　山			1	
群　馬				1	広　島				
埼　玉		2			山　口				
千　葉		1	2		徳　島		1		
東　京		2		1	香　川				
神奈川					愛　媛				
新　潟		2			高　知				1
富　山				1	福　岡	1			
石　川					佐　賀				
福　井		1			長　崎				1
山　梨					熊　本				2
長　野		2		1	大　分				1
岐　阜			1		宮　崎				
静　岡			1		鹿児島				
愛　知	2				沖　縄			1	
三　重					合　計	6	14	14	14

平成29年4月1日現在

（3）心理判定員等の現状

心理療法担当職員（婦人保護施設）

		常勤		非常勤	
		専従	兼務	専従	兼務
北海道	北海道立女性相談援助センター				
岩手県	社会福祉法人岩手県同胞援護会桐の苑				
宮城県	宮城県コスモスハウス			1	
秋田県	秋田県陽光園				
山形県	山形県婦人保護施設金谷寮				2
福島県	福島県女性のための相談支援センター		1		
茨城県	茨城県立若葉寮				
栃木県	とちぎ男女共同参画センター				1
群馬県	三山寮				1
埼玉県	埼玉県婦人相談センター		2		
千葉県	望みの門学園				
	かにた婦人の村				
東京都	救世軍新生寮			2	
	いこいの家				
	いずみ寮			2	
	救世軍婦人寮			2	
	慈愛寮	1		2	
神奈川県	女性保護施設さつき寮			2	
新潟県	新潟県あかしや寮		2		
石川県	石川県白百合寮				
福井県	福井県若草寮		1		
山梨県	山梨県女性相談所				
長野県	県立ときわぎ寮		2		1
岐阜県	岐阜県立千草寮				

		常勤		非常勤	
		専従	兼務	専従	兼務
静岡県	清流荘				
愛知県	白菊荘				
	成願荘				
三重県	婦人保護施設あかつき				
滋賀県	中央子ども家庭相談センター				1
京都府	京都府家庭支援総合センター				1
大阪府	大阪府立女性自立支援センター（あゆみ寮）		1		
	大阪府立女性自立支援センター（のぞみ寮）		1		
兵庫県	神戸婦人寮				
	姫路婦人寮				
和歌山県	和歌山県女性保護施設なぐさホーム				
広島県	呉慈愛寮				
山口県	山口県大内寮				
徳島県	徳島県立婦人保護施設しらぎく寮		1		
香川県	玉藻寮				
愛媛県	愛媛県さつき寮				
福岡県	アベニール福岡			1	
佐賀県	たちばな				
長崎県	県立清和寮				1
大分県	大分県婦人寮				1
宮崎県	県立きりしま寮				
鹿児島県	錦江寮				
沖縄県	うるま婦人寮				
47施設合計		1	11	12	9

平成29年4月1日現在

６．外国人被害者の保護状況

（１）婦人相談所における外国人の一時保護の理由

○ 「夫等からの暴力」を理由とする保護が全体の77．2%を占めている。

○ 「夫等」「子・親・親族」「交際相手等」の3つを合わせると、全体の81．1%を暴力被害が占めている。

平成２８年度　合計：　３３４人

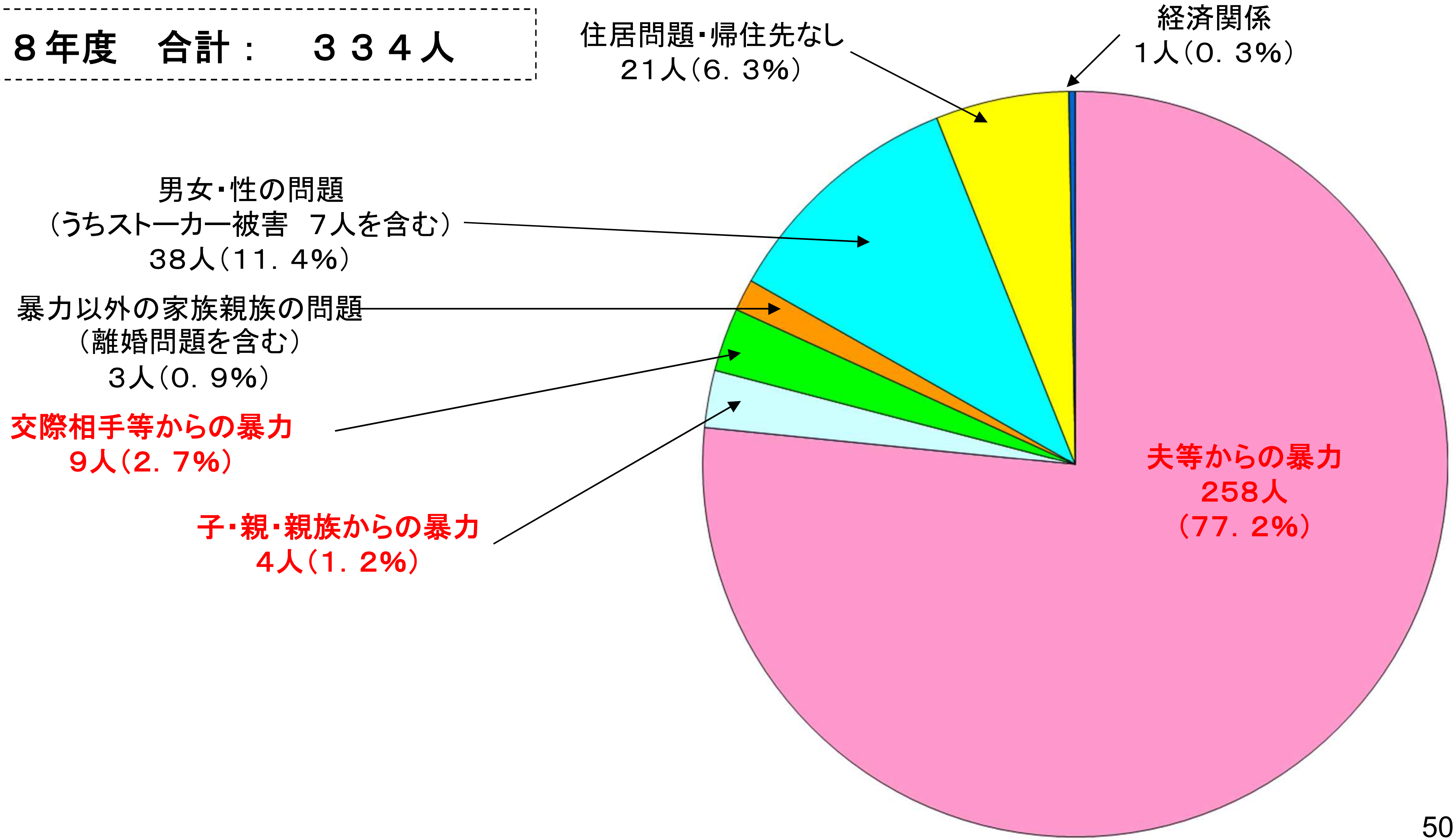

（2）婦人相談所による外国人の一時保護（在所期間）

〇外国人の一時保護の平均在所日数は19．0日となっている。
（一時保護全体の平均は15．7日）

平成２８年度　合計:334人

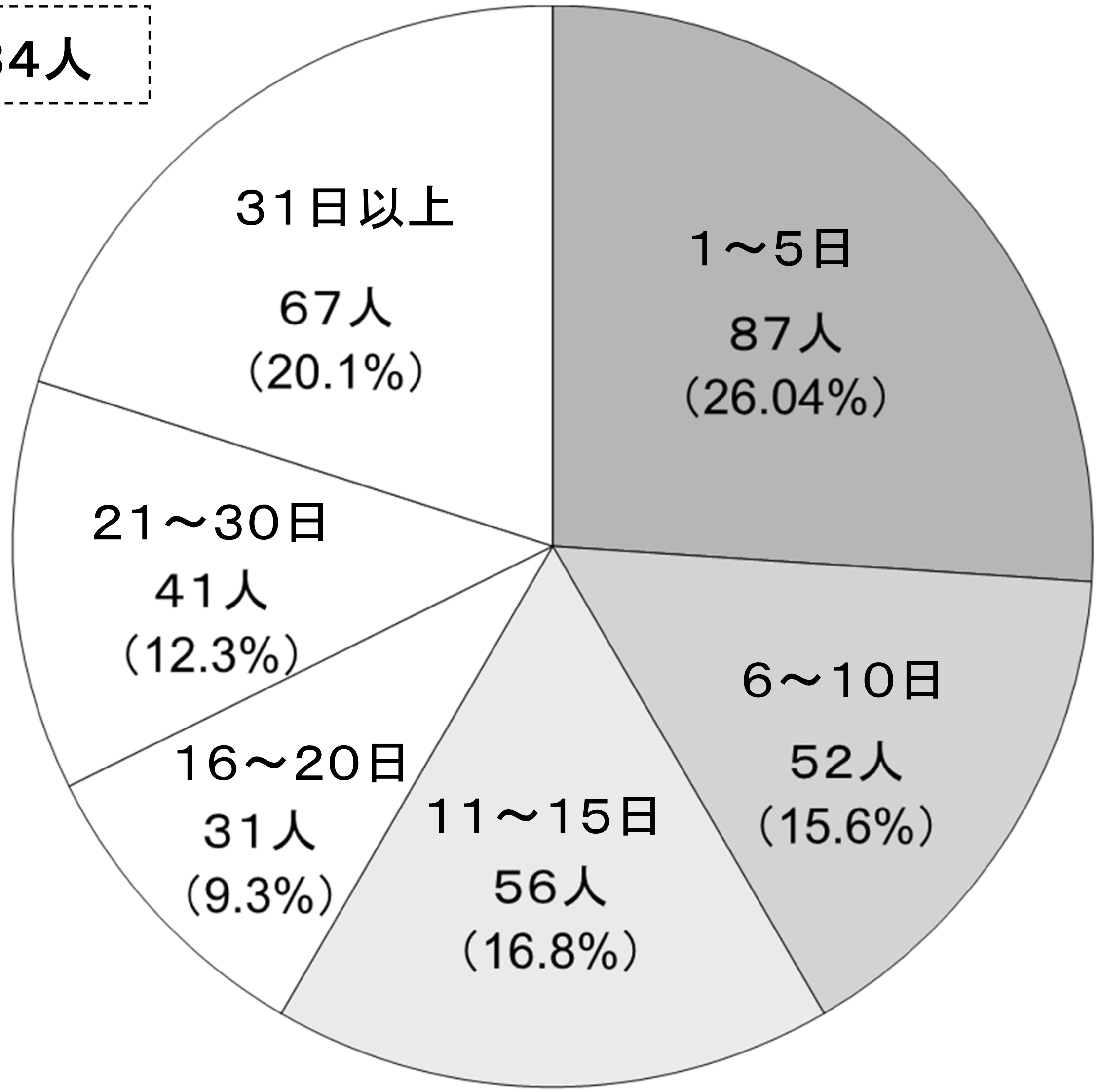

（3）外国人の一時保護同伴家族の状況（平成28年度）

○　乳児・幼児だけで6割以上を占める。小学生が約3割。

○　同伴家族の98．9%が18歳未満の児童。

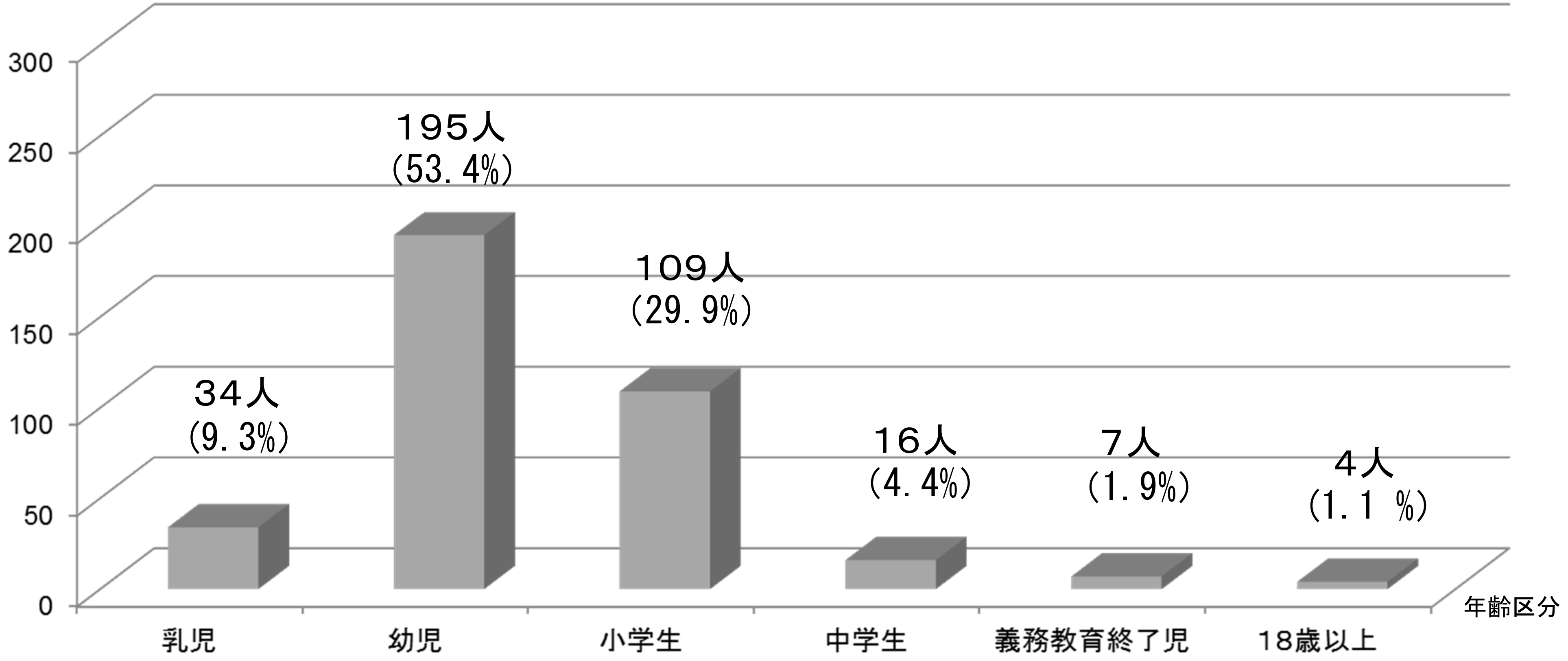

合計：365人

（厚生労働省家庭福祉課調べ）

（4）外国人の一時保護委託の状況

○ 平成１４年度に一時保護委託制度を創設。

○ 平成28年度における一時保護委託人数は、DVケース以外を含めて、264人。
（女性本人110人、同伴家族154人）である。

○ DVケース以外を含めて、女性本人の平均在所日数20．0日となっている。（一時保護委託ケース）

一時保護の委託状況（平成２８年度）

施設区分		婦人保護施設	民間シェルター	母子生活支援施設	児童福祉施設（注1）	障害者支援施設	老人福祉施設	保護施設	その他	合計
入所人数	女性本人	60	29	20	1	0	0	0	0	110
	同伴家族	76	39	39	0	0	0	0	0	154

（※） 母子生活支援施設を除く。

（５）一時保護された外国人女性の一時保護後の主な状況
（ 平成２８年度中の退所者 ： ３３０人の内訳 ）

退 所 先		28年度		（参考：27年度）	
		人	%	人	%
施設	母子生活支援施設	37	11.2	61	17.6
	婦人保護施設	22	6.7	30	8.7
	その他の社会福祉施設	29	8.8	23	6.6
帰 宅		55	16.7	49	14.2
自 立		42	12.7	43	12.4
民 間 団 体		38	11.5	42	12.1
帰 国		33	10.0	19	5.5
知 人 ・ 友 人 宅		24	7.3	35	10.1
帰 郷（ 実家・親族宅 等 ）		21	6.4	20	5.8
病 院		4	1.2	4	1.2
そ の 他		25	7.5	20	5.8
計		330	100.0	346	100.0

※ このほかに同伴家族が３４８人いる。うち３４０人は女性と同じ移行先へ。
母子分離して児童相談所に保護された児童は４人、その他が４人。

7．人身取引対策について

（1）婦人相談所等における人身取引被害者の保護の状況

○　保護した被害者はすべて女性で合計431人。うち424人は婦人相談所が担当。
○　フィリピン人・インドネシア人・タイ人の合計で全体の89.1%。
○　保護に至る相談経路の95.8%は警察もしくは入国管理局。
○　18歳未満は計21人。最年少は14歳。平均年齢25.6歳。

①年度別保護実績（合計431人）

厚生労働省子ども家庭局（平成29年3月31日現在）

平成13年度　1人（ﾀｲ1人）
平成14年度　2人（ﾀｲ2人）
平成15年度　6人（ﾀｲ3人・ﾌｨﾘﾋﾟﾝ人3人）
平成16年度　24人（ﾀｲ15人・台湾4人・ｲﾝﾄﾞﾈｼｱ3人・韓国1人・ｺﾛﾝﾋﾞｱ1人）
平成17年度　117人（ﾌｨﾘﾋﾟﾝ64人・ｲﾝﾄﾞﾈｼｱ40人・台湾6人・ﾀｲ4人・中国2人・韓国1人）
平成18年度　36人（ｲﾝﾄﾞﾈｼｱ17人・ﾌｨﾘﾋﾟﾝ12人・ﾀｲ4人・台湾2人・韓国1人）
平成19年度　36人（ﾌｨﾘﾋﾟﾝ19人・韓国5人・ﾀｲ5人・ｲﾝﾄﾞﾈｼｱ4人・ﾙｰﾏﾆｱ1人・台湾2人）
平成20年度　39人（ﾀｲ22人・ﾌｨﾘﾋﾟﾝ11人・台湾3人・中国2人・ﾊﾞﾝｸﾞﾗﾃﾞｼｭ1人）
平成21年度　14人（ﾌｨﾘﾋﾟﾝ7人・ﾀｲ4人・中国2人・台湾1人 ）
平成22年度　33人（ﾌｨﾘﾋﾟﾝ25人・日本4人・ﾀｲ3人・韓国1人 ）
平成23年度　35人（ｲﾝﾄﾞﾈｼｱ13人・ﾌｨﾘﾋﾟﾝ11人・ﾀｲ10人・中国1人 ）
平成24年度　13人（ﾌｨﾘﾋﾟﾝ8人・ﾀｲ4人・台湾1人）
平成25年度　6人（ﾀｲ人4人・ﾌｨﾘﾋﾟﾝ1人・日本1人）
平成26年度　28人（フィリピン23人・日本3人・タイ2人）
平成27年度　19人（フィリピン9人・タイ9人・日本1人）
平成28年度　22人（タイ15人・フィリピン7人）

②都道府県別保護実績（合計431人）

秋田県　18人　茨城県　13人（※3）　栃木県　35人　群馬県　12人　千葉県　32人
東京都　53人（※2）　神奈川県　11人　長野県　46人（※4）　岐阜県　39人
愛知県　78人　大阪府　11人　兵庫県　8人　鳥取県　9人　島根県　14人
岡山県　14人　広島県　9人（※1）　山口県　10人　徳島県　3人　香川県　3人
福岡県　9人　熊本県　7人　鹿児島県 2人
福島県･埼玉県･新潟県･静岡県･三重県･大分県･沖縄県　各1人

（※1）6人が島根県より移管のため合計には算入せず
（※2）3人が群馬県より移管、1人が長野県からの保護依頼のため合計に算入せず
（※3）1人が岡山県より移管のため合計には算入せず
（※4）1人が東京都からの保護依頼のため合計に算入せず

③一時保護委託実績（431人のうち142人）

平成17年4月1日～平成29年3月31日までに142人の一時保護委託を実施
内訳　婦人保護施設 *56人・母子生活支援施設47人・民間シェルター39人
児童自立援助ホーム1人
*うち1人は2回目の委託のため合計には算入せず

④平均保護日数　45．4日

（2） 18歳未満の人身取引被害者の一時保護実績

（H13年度～28年度）

（人数）

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	計
婦人相談所	1	3	3	0	2	0	1	0	0	1	1	2	1	15
児童相談所	0	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
計	1	8	4	0	2	0	1	0	0	1	1	2	1	21

14歳	1
15歳	4
16歳	6
17歳	10
計	21

フィリピン	11
日本	3
インドネシア	2
中国	2
タイ	2
コロンビア	1
計	21

愛知県	6
茨城県	3
千葉県	3
栃木県	2
岐阜県	2
群馬県	1
東京都	2
山口県	1
沖縄県	1
計	21

８．母子生活支援施設について

(1)母子生活支援施設の現状について

○　母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設（児童福祉法第３８条）

○　当初は、生活に困窮する母子家庭に住む場所を提供する施設であり、「母子寮」の名称であったが、平成９年の児童福祉法改正で、施設の目的として「入所者の自立の促進のためにその生活を支援すること」を追加し、名称を変更。

○　近年では、ＤＶ被害者の入所が半数以上を占めるようになり、広域利用の進展、虐待児の増加といった状況が見られ、保護から自立を支援するための機能・役割の充実・強化が求められている。

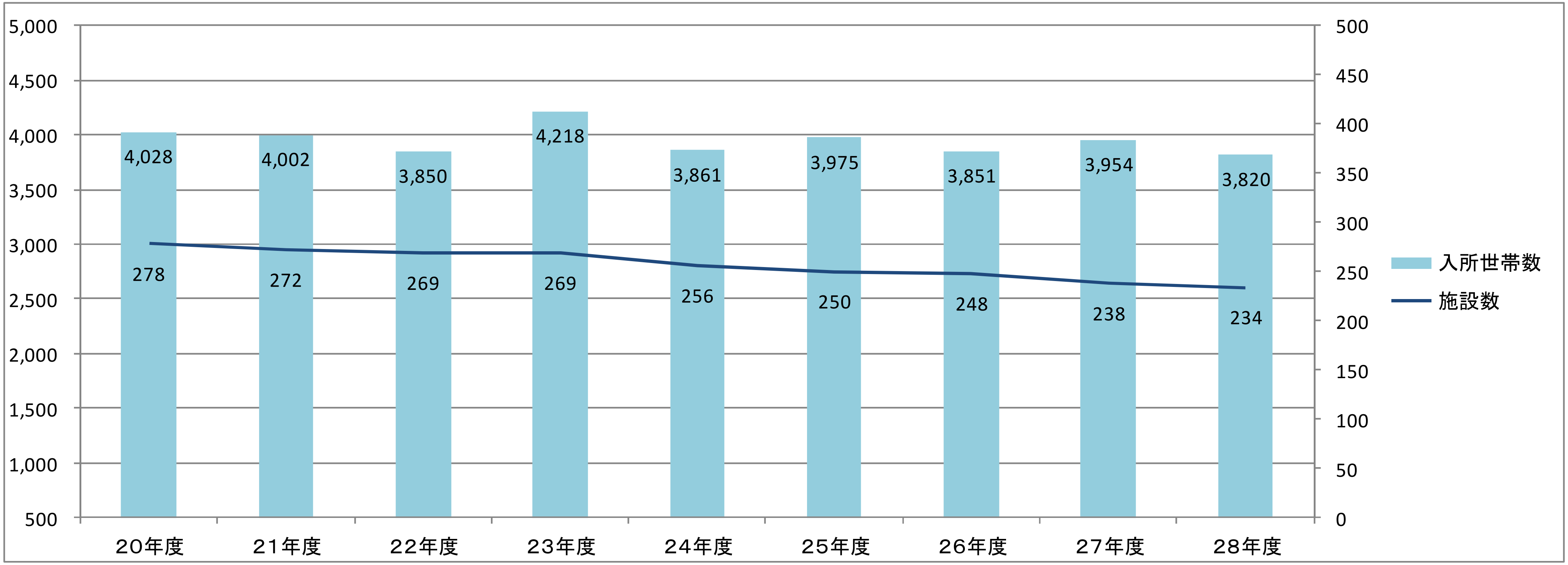

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」（各年度末）

（２）入所者に占めるＤＶ被害者の増加

母子生活支援施設の入所理由別の入所状況を見ると、「夫等の暴力」を理由とする者（DV被害者）の割合が高まっており、近年では半数を超えている。

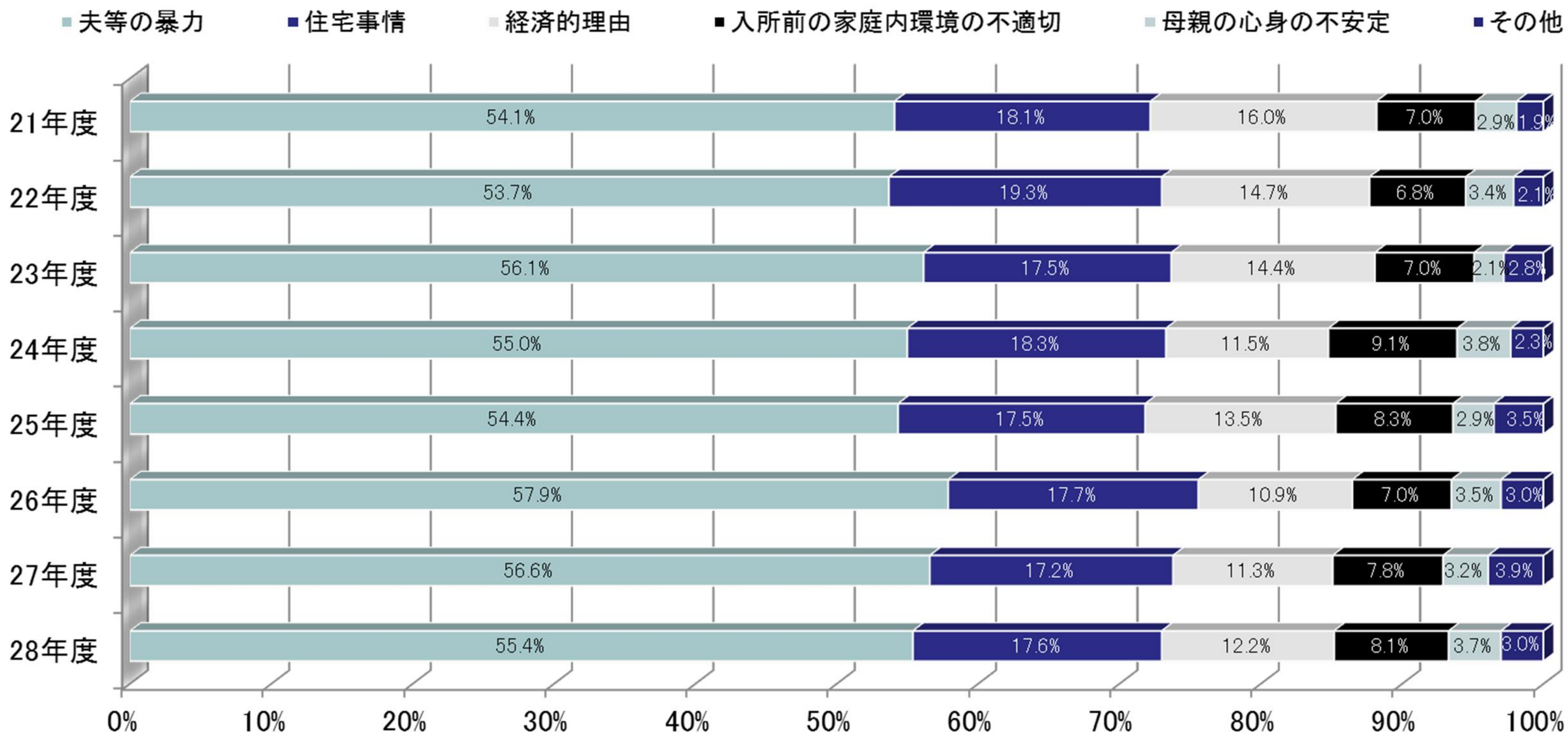

※平成21年度～23年度：厚生労働省雇用均等・児童家庭局「母子生活支援施設入退所状況調査」
※平成24年度～28年度：厚生労働省雇用均等・児童家庭局「社会的養護の現況に関する調査」

９．婦人保護事業関係予算

平成30年度婦人保護事業関係予算の概要

平成２９年度予算額　１７７億円の内数　→　平成３０年度予算額　１８２億円の内数

１　婦人相談所における支援　（婦人相談所運営費負担金）　１７百万円

○婦人相談所における広域措置の実施

他の都道府県への広域措置の円滑な実施を図るため、DV被害者等を他の都道府県の婦人相談所等へ移送するために必要な旅費等の補助を行う。

○外国人婦女子緊急一時保護経費

外国人のDV被害者等を保護した際の通訳雇い上げに伴う費用や関係機関との連絡に必要な経費等の補助を行う。

２　婦人相談所の一時保護委託、婦人保護施設における自立支援　（婦人保護事業費負担金　婦人保護事業費補助金）　２３億円

○婦人相談所における一時保護の実施

職員の人件費、入所者の食費や被服費などの生活費、施設の維持・管理費

○婦人相談所が一時保護委託するための経費

DV被害者等の状況に応じて、婦人相談所が民間シェルター等の適切な委託契約施設へ一時保護を委託し、自立に向けた支援を行う。また、ストーカー被害者や性暴力・性犯罪の被害者も一時保護委託の対象とする。

○婦人保護施設における保護・自立支援に必要な経費

職員の人件費、入所者の食費や被服費などの生活費、施設の維持・管理費

婦人保護施設入所者の就職活動のための旅費を支給

様々な困難な課題を抱える被害者のニーズに個別に対応できる職員配置にかかる加算の創設【新規】

○心理療法担当職員の配置

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設に心理療法担当職員を配置し、DV被害者及び同伴家族の心理的ケアの支援を図る。

○同伴児童のケアを行う指導員の配置

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設に同伴児童のケアを行う指導員を配置し、虐待を受けた児童へのケアの充実強化を図るとともに、保護された女性が自立に向けた取組を安心して行える環境を整える。

同伴児童のケアを行う指導員の配置を拡充する。※(現行)最大3名まで配置可能→最大5名まで配置可能【拡充】

○夜間警備体制強化事業

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設の夜間警備体制を強化することにより、配偶者の暴力から逃れて入所している被害者や職員の安全の確保を図る。

○婦人保護施設入所者の地域生活移行支援

地域生活移行支援を賃貸物件を活用して実施する場合に、建物の賃貸料の一部を措置費に算定する。

○婦人保護施設における同伴児童の入進学支度金の支給

婦人保護施設における同伴児童が、小学校、中学校、又は高等学校に入進学した場合の入進学支度金を支給する。

３　婦人相談員活動強化　（児童虐待・ＤＶ対策等総合支援事業）　１５９億円の内数

○婦人相談員活動強化事業

DV等の相談に応じる婦人相談員の手当や調査･指導のための旅費等を補助する。

婦人相談員による相談･支援の充実を図るため、一定の研修を修了した者について月額最大191,800円(現行149,300円)に婦人相談員手当を引き上げる。【拡充】

４　ＤＶ対策等の機能強化　（児童虐待・ＤＶ対策等総合支援事業）　１５９億円の内数

○婦人保護施設退所者自立生活援助事業

婦人保護施設に生活援助指導員を配置し、対象者の来所等への対応、対象者の職場や居住へ訪問するなどの方法により、相談、指導等の援助にあたる。

○休日夜間電話相談事業

婦人相談所において、電話相談員を配置し、休日及び夜間の相談体制の強化を図り、DV被害者等の相談に対応する。

○配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業

婦人相談所と関係機関等との連絡会議やケース会議を開催し、連携の強化を図る。

○婦人相談所等職員への専門研修事業

婦人相談所職員や婦人相談員等、直接被害者から相談受ける職員に対し、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるための必要な研修を実施する。（年3回）

○法的対応機能強化事業

婦人相談所において、DV被害者等からの離婚問題、生活破綻問題及び在留資格等についての情報提供や調整の相談等に対し、弁護士等による法的な調整や援助を行う。

○婦人相談所一時保護所入所者個別対応強化事業【創設】

婦人相談所一時保護所において、様々な困難な課題を抱える被害者のニーズに対応した支援の充実を図るため、個々のケースに応じたきめ細かな支援を行う必要があることから、個別対応できる職員を配置し、支援体制の強化を図る。

５　若年被害女性等支援モデル事業の創設　（児童虐待・ＤＶ対策等総合支援事業）　１５９億円の内数

若年被害女性等に対して、公的機関と民間支援団体が密接に連携し、アウトリーチによる相談支援や居場所の確保等を行うモデル事業を新たに実施する。

６　ＤＶ被害者等自立生活援助モデル事業　（児童虐待・ＤＶ対策等総合支援事業）　１５９億円の内数

婦人相談所において一時保護された者などが、地域で自立し、定着するための支援を行うモデル事業。

婦人相談所運営費負担金

17百万円 → 17百万円

（事業の内容）

（１）婦人相談所活動費

婦人相談所から要保護女子等を婦人保護施設、病院等へ移送する際の旅費及び連絡・調整等に要する役務費

（２）外国人婦女子緊急一時保護経費

外国人のＤＶ被害者や人身取引被害者等を保護した際の通訳雇上費や在留資格の手続等で入国管理局等を訪問する際の旅費。また、人身取引被害者については、基本的に他法他制度の利用ができない場合の医療費を支給する。

（３）広域措置費

ＤＶ被害者において暴力加害者の追跡が激しく、自都道府県内では利用者の安全確保が図れないと判断される場合に、他の都道府県の婦人相談所及び婦人保護施設等を利用することが有効かつ適切と見込まれる場合の移送費。

（４）相談・一時保護同伴児童経費

ＤＶ被害者等に同伴する児童のための保育及び学習教材備品等を整備し、相談及び一時保護の環境を整える。

（実施主体） 都道府県・指定都市

（補助率） 国５／１０（都道府県・指定都市５／１０）

（予算・決算額）

	（H26年度）	（H27年度）	（H28年度）
（予算額）	18百万円	18百万円	18百万円
（決算額）	16百万円	15百万円	15百万円

婦人保護施設措置費

23億円　→　23億円
（婦人保護事業費負担金）10億円　→　10億円
（婦人保護事業費補助金）13億円　→　13億円

（主な改正内容）

◆婦人保護施設及び婦人相談所一時保護所における同伴児童のケアを行う指導員の配置を拡充し、支援体制の強化を図る。

※（現行）最大3名まで配置可能　→　最大5名まで配置可能【拡充】

◆婦人保護施設において、個々のケースに応じたきめ細かな支援を行うことが重要なことから、個別対応できる職員の配置に係る加算を創設する。

（事業の目的・内容）

売春防止法に基づき、要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図ること及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づき、配偶者からの暴力被害女性の保護を図ることを目的として、社会環境の浄化、配偶者からの暴力の防止等に関する啓発活動を行うとともに、要保護女子及び配偶者からの暴力被害女性の早期発見に努め、必要な相談、調査、判定、指導・援助、一時保護及び収容保護を行い、その実施に要する費用として都道府県等が支弁した経費に対し国が負担（補助）する。

（実施主体）　都道府県・指定都市

（補助率）　国５／１０（都道府県・指定都市５／１０）

（予算・決算額）

【負担金】	（Ｈ26年度）	（Ｈ27年度）	（Ｈ28年度）	【補助金】	（H26年度）	（Ｈ27年度）	（H28年度）
（予算額）	9.2億円	9.3億円	9.5億円	（予算額）	12.2億円	12.4億円	12.7億円
（決算額）	8.9億円	8.8億円	8.5億円	（決算額）	11.3億円	11.1億円	11.1億円

婦人相談員活動強化事業

（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

154億円の内数　→　159億円の内数

施策の目的

○女性を取り巻く様々な問題（ＤＶ被害、ストーカー被害、性暴力被害など）は、年々増大し、深刻化している。相談者と最初にコンタクトをとる婦人相談員については、**困難性のある問題を適切に対応するための高い専門性と切れ目のない継続的な相談・支援を行うことが求められている。**

○**婦人相談員手当額の引き上げを行うことにより、婦人相談員の活動強化を図る。**

内　容

◈婦人相談員手当額の引き上げ

一定の研修を修了した者について勤務実態に応じた手当額となるよう、**月額最大 191,800円**（現行月額最大149,300円）**に拡充**

◈婦人相談員の質の向上を図る観点から、以下のとおり研修受講要件を課し、これを満たす者について手当額の拡充を行う。

○　以下の①又は②のいずれかに該当することを要件とする。

①　国が実施する婦人相談員を対象とする研修※を受講した者
　※「全国婦人相談員・心理判定員研究協議会」（研修）

②　地方公共団体又は全国婦人相談員連絡協議会等の関係団体が実施する婦人相談員を対象とする研修※を受講した者
　※以下の項目程度の内容を盛り込んだ研修であって地方公共団体が認めた研修とする。

- 法制度、施策の理解（他制度、他施策含む）
- 相談、支援スキルの習得（相談対応技術、困難ケース対応、事例検討等）
- 関係機関との連携　等

＊　平成29年度末までに上記①又は②の研修を受講している者については、研修修了証や復命書等により確認できる場合、研修を受講したものとして取り扱うこととする。（過去に受講している者も対象とする取扱い）

◈実施主体　都道府県・市

◈補助率　　国１／２（都道府県・市１／２）

◈補助人員実績

（H26年度）	（H27年度）	（H28年度）	
965人	991人	1,056人	※専従率後の人員

売春防止活動・DV対策機能強化事業

（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

154億円の内数 → 159億円の内数

（主な改正内容）
◆婦人相談所一時保護所入所者個別対応強化事業【創設】 ※一時保護所に個別対応できる職員を配置し、支援体制の強化を図る

（事業の内容）
（１）売春防止活動推進等事業強化対策費
①婦人保護啓発活動事業
婦人相談所等が、地域住民に対して要保護女子の保護更生及び暴力被害女性の保護について的確な理解と密接な協力が得られるよう婦人相談所、関係機関、協力機関と連携して、配偶者からの暴力の防止等に関する啓発活動を実施する。
（実施状況）H27年度：40都道府県　H28年度：40都道府県　H29年度：41都道府県

②婦人保護施設退所自立生活援助事業
婦人保護施設に生活援助指導員を配置し、対象者の来所等への対応、職場や住居へ訪問するなどの方法により、相談、指導等の援助にあたる。
（実施状況）H26年度：9都道府県　H27年度：8都道府県　H28年度：10都道府県　H29年度：11都道府県

（２）配偶者からの暴力対策機能強化事業
①休日夜間電話相談事業
婦人相談所において、婦人保護事業経験者等による電話相談員を配置し、休日及び夜間の相談体制の強化を図り、DV被害者等の相談に対応する。
（実施状況）H26年度：40都道府県　H27年度：38都道府県　H28年度：37都道府県　H29年度：37都道府県

②配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業
婦人相談所と関係機関（福祉事務所、警察、病院、学校等）等との連絡会議やケース会議を開催し、連携強化を図る。
（実施状況）H26年度：43都道府県　H27年度：43都道府県　H28年度：43都道府県　H29年度：42都道府県

③婦人相談所等職員への専門研修事業
婦人相談所職員や婦人相談員等、直接被害者から相談を受ける職員に対し、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるための必要な研修を行う。（年3回）
（実施状況）H26年度：45都道府県　H27年度：44都道府県　H28年度：44都道府県　H29年度：44都道府県

④専門通訳者養成研修事業
人身取引及びDVに関する専門的な知識を持った通訳者の養成研修を実施し、人身取引被害者や外国人DV被害者への適切な支援を確保する。
（実施状況）H26年度：４都道府県　H27年度：４都道府県　H28年度：４都道府県　H29年度：4都道府県

⑤法的対応機能強化事業
婦人相談所で、DV被害者等からの離婚問題、在留資格等についての情報提供や調整の相談等に対し、弁護士等による法的な調整や援助を行う。
（実施状況）H26年度：36都道府県　H27年度：36都道府県　H28年度：36都道府県　H29年度：35都道府県

⑥婦人相談所一時保護所入所者個別対応強化事業【創設】
婦人相談所一時保護所において、様々な困難な課題を抱える被害者のニーズに対応した支援の充実を図るため、個々のケースに応じたきめ細かな支援を行う必要があることから、個別対応できる職員を配置し、支援体制の強化を図る。

（実施主体）　都道府県・市

（補助率）　国１／２（都道府県・市１／２）

若年被害女性等支援モデル事業

（児童虐待･DV対策等総合支援事業）

159億円の内数

◆　困難を抱えた女性については、個々のケースに応じた細やかな支援を行うことにより早期の自立支援が可能となることから、若年被害女性等に対して、公的機関・施設と民間支援団体とが密接に連携し、アウトリーチから居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを行う仕組みを構築するためのモデル事業を新たに実施する。　**<実施主体>都道府県・市・特別区**　　**<補助率>国10/10**　**<１か所当たりの補助単価>10,554千円**（①～④全て実施）

<モデル事業イメージ>

国

補助

都道府県・市・特別区

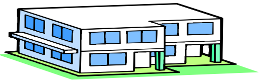

★４つのアプローチで若年（被害）女性の早期からの自立を支援

①アウトリーチ支援【必須】
②関係機関連携会議の設置等(関係機関との連携)【必須】
③居場所の確保【任意】
④自立支援【任意】

事業の一部（②除く）を委託可能

民間団体

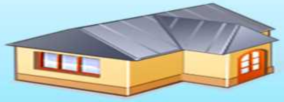

①アウトリーチ支援

<未然防止>

◆夜間見回り・声かけ
◆相談窓口の開設（電話・メール・LINE）

③居場所の確保

◆一時的な「安心・安全な居場所」の提供、相談支援の実施

④自立支援

◆学校や家族との調整、就労支援など自立に向けた支援を実施

若年被害女性等
（JKビジネス被害者等 家出少女・AV出演強要・）

②関係機関連携会議の設置等（関係機関との連携）

◆実施主体は、関係機関連携会議を設置し、関係機関と民間支援団体の連絡・調整を図る
◆身体的・心理的な状態や置かれている状況等に応じて関係機関へつなぐ（同行支援を含む）

婦人相談所　民間支援団体　児童相談所　福祉事務所　自立相談支援機関（生活困窮者制度）
警　察　DVセンター　男女共同参画センター　婦人保護施設　医療機関　労働関係機関

ＤＶ被害者等自立生活援助モデル事業 （児童虐待・DV対策等総合支援事業）

（予算額） 154億円の内数 → 159億円の内数
（実施主体） 都道府県・市
（補助率） 国１／２、都道府県・市１／２

婦人相談所

一時保護　一時保護解除

DV被害等女性 → 相談 → 都道府県・各市 → 斡旋・照会 →

ＤＶシェルター（NPO法人等）

①自立支援

ＤＶシェルター入所中の自立支援
：生活相談、行政機関・裁判所等への支援、就職支援等

②定着支援

ＤＶシェルター退所後の定着支援
：電話相談、家庭訪問、職場訪問等

退所

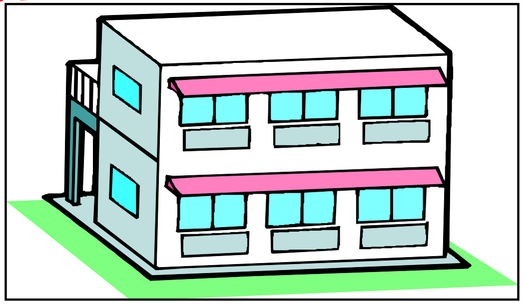

自立（民間住宅等）

婦人相談所の一時保護（一時保護委託含む）が解除され、日常生活上の基本的な生活習慣が身に付いており、婦人保護施設の入所までは至らないが、随時、相談や行政機関への同行支援等が必要なDV被害等女性

この機能を確立するため、都道府県・各市において、本モデル事業を試行・検証する。

ＤＶ被害者等自立生活援助モデル事業を実施
※1か所当たりの補助単価：4,225千円

※DV被害等女性：DV被害の他、ストーカー被害、性犯罪・性暴力等の被害女性を対象とする。

（実施状況） H26年度：3カ所　H27年度：4カ所　H28年度：1カ所　H29年度：1カ所